

昭和二十三年一月

Y、L、O 執務報告第八號（二十二年十二月）

終 斷 遠 絲 横 濱 幕 落 局

0001

RA'-0115

0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

第一 政治

一 關東地方軍政部に於ける日米連絡會議

二 厚木に於ける聯合軍進駐記念碑建立計畫

三 無形武器の押收並報告

四 花柳病對策に關する東京神奈川軍政部指令

五 横濱駐犯

1) 駐犯裁判滿二周年

(2) 横濱駐犯裁判進捗状況

(3) 駐犯裁判の邦人辯護士の報酬及證人旅費の支給額

六 終連軍務局機務改組問題

第二 經濟

一 生鮮食料品の統制強化

二 炭坑用機械設備の生産會社の表彰

三 埼玉縣賠償協議會第一回總會開催

四 舊陸海軍施設都道府縣別一覽表

五 進駐軍部隊の演習に依り破損した農耕用排水管修理用セメントの増配

第三 教育

一 京濱、神戸兩港の日本側への返還問題

二 進駐軍家族用食料品店の設置

三 横濱山手エビスコバル教會堂の再建

第四 雜報

一 第八軍司令官の辭任と參謀長の更迭

二 第八軍司令官代理其他を揚鐵に招待

三 關東軍政部長の職任

四 第八軍司令官公式訪問

0002-1

一、關東地方軍政部に於ける日米連絡會議

十二月三日當事務局長の主宰により浦和市に於て第六回日米連絡會議を行つたが本會議は最近千葉、栃木、茨城の三縣が新に當事務局長の管轄に入り且つ當事務局長と關東信越八縣を管轄する關東地區軍政部との連絡が確立した機會に之を藉機首腦者と會合の機會を得たいとの同軍政部の要望に應じ開催せられた點で最初の催しであつた。

斯くて翌四日には前日の會議に参加した日本側代表一同へ中央終邊、各縣知事又は副知事及非外課長及オブザーバーとして東京都、神奈川縣代表は會議の成果を傳へて東京板橋所在の同軍政部に参集、スプリングル地區軍政司令官會の下に各縣軍政チーム司令官を交へた日米合同會議が開かれ同司令官各部各軍政當官の擔任要務指示事項説明、鈴木局長挨拶朝海中央終邊代表挨拶等があり最後に河崎次長から前日の日本側會議の決議に基く八項に互る日本側中右事項を説明し之に對しスプリングル大佐は問題毎にコメントを加へて適當善處方を約し且「之等御提案は之により日本が政治的、経済的又は社會的に如何なる立場に立つて

民るかを窺ひ得る貴重なる示唆であつて本會議の大なる成果である」と結び閉會した。

從來此種の會議は多く設備事務の質差又は希望申入れに終始したが今回はその前日の日本側の打合會で決定した中央官廳の出先機關の整理、縣際海外機關問題、資料の輸入懇請、海外同胞の引揚促進方乃至は關東水害の復舊に對する援助懇請等政治、經濟に關する議題が上程されて極めて有意義であつた。

二、聯合軍難民記念碑建立計畫

神奈川縣當局は進駐軍難民の進駐地たる本縣行場に進駐記念碑を建立する計畫を樹て、去る十月東京神奈川兩軍政部に對し許可方を申請中であつたが、十二月二十九日ボイ、同軍政部司令官は當事務局長を通じて「本件は總司令部に在りて中であつたが、聯合軍最高司令官の意圖としてはその好意は多とするも、時機不適當と認めるから、寧ろこれを平和條約成立後に關し計畫に決定せられた資金、勞力及資材は日本再建の事業に利用せられたい一言正式に回答した。

三、無形武器の押收並報告

東京神奈川軍政部は十二月十七日附をもつて神奈川縣縣民無形武器の押出は昨年十月十五日完了した旨であるにも拘らず、神奈川縣内には未だ

0004-1

検査の器械が民間に保有せられて居る懸念があるから、更に全縣警察をして無登録の銃器その他刀剣等を没収の上月報を提出すると共に、登録済の各種武器についても完全な名簿を作製の上至急提出方を指令した

四花柳病対策に關する東京神奈川軍政部指令

東京神奈川軍政部は十二月十日附東京都長官及神奈川縣知事宛覚書をもつて當地區における進駐軍人員の花柳病罹病率が全國中最も高く、且これに對する日本個當局の取締の不充分なることを指摘し、斯る事態是正の爲新に規則を設くるか又は警察當局に最軍指令して憲兵協力の下に「マス・レイド」その他の方法により、罹病嫌疑者の逮捕、検診及び強制的にこれを隔離の上本人に治療能力なき場合は公費をもつて治療の措置を講ずべきこと、自費的に治療を希望する日本人又は外國人の爲、新に自費診療所を開設すべきこと、並にこれに關し速かに根本的對策を講じて、同司令部に報告すべきことを命じて來たが、同時にこれに關聯して第八軍 Judge Advocate に於ては今後進駐軍人員と罹病中に關係した日本人女性及罹病せる女性と進駐軍人員との間に流行を仲介又は幫助せる旅館、下宿屋又は娼家の所有者或は仲介者(A pandarer, procurer or proprietor of a hotel, lodging house or house of prostitution)は進駐軍人員の安全を害する

として、憲兵裁判官に對する報告をも通告して居る點注意に價する。

五横濱縣犯裁判

1) 戦犯裁判満二周年

所謂 B、C 級戦犯裁判は昭和二十年十二月十八日横濱地方裁判所にて開廷以來滿二周年を迎へたが、過去二ヶ年間に一九六件の裁判が終了し四二九名の容疑者が裁判に附された。その内被首刑三三名、無期二六名、無罪一九名で他は最長五十年より最長六月の重労働受刑者である。受刑者の内訳は將校一一二名、下士官九〇名、兵四九名、軍屬一三三名及び民間人四六名である。  
B 級戦犯の初公判は元第十五方面軍(大阪)司令官内山英太郎中將、參謀長岡武中將、太田原法経少將以下八名の合同裁判であつた。  
昭和二十二年一月よりは十法廷に増加し一日平均八件を取扱ひスピードアップして來たが、昭和二十三年一月よりはこれを更に十二法廷に増加する趣である。尙十二月一日現在集積刑務所に在る B、C 級戦犯容疑者は外地より搬送された者を含め尙約千二十名に達し居る。

No. 366

RA'-0115

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

No. 366

No. 366

(2) 横濱監獄刑進捗状況  
十二月中横濱監獄刑進捗に於ける判決状況左の如し

所屬官氏名	判決月日	判決
廣島俘虜收容所第八分所		
中尉 大迫 畢	十二月三日	重労働 二年
警備員 兒玉 昇		二年六月
警備員 岡本 三		二年
警備員 後藤 三		二年六月
軍曹 村上 哲成		二年六月
警備員 西村 文隆		二年
比島タバコ俘虜收容所長		
中佐 高崎 郁	十二月十二日	二年
大阪俘虜收容所尼ヶ崎分所		
軍曹中尉 森 壽夫	十二月十五日	七年
大阪梅田及四日市分所		
中尉 波部 俊太郎	十二月二十九日	八年

6  
軍曹 棚部 忠男  
警備員 松本 由太郎  
兵長 寺本 襄一郎  
計 十二名

二年六月  
十四年  
六年六月

(3) 戦犯裁判の邦人辯護士の報酬及諸人旅費の支給額  
十一月中戦犯裁判の邦人辯護士の報酬及諸人旅費の支給額左の如し

辯護士 六五名 五四五、〇〇〇圓  
證人 四六三名 六五八、〇四八・五〇〇

大終連事務局掃蕩改組問題  
十二月五日鈴木局長は中央終連湖海總務部長及木村總務課長と共に筆人軍政政部司令官ヒムズレイ大佐を往訪地方終連湖海問題に付意見を交換した。其結果十二月十八、十九の兩日湖濱で全湖各地方軍政政部司令官の會議が同大佐の許で開かれるにも鑑み右會議で現地司令官の意向を交換いた上一月早々位に再び意見の交換をする事とした。

0004-2

RA'-0115

0128

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

二 生鮮食料品の統制強化

第八軍軍政部では十二月二日全關各府縣軍政部の管區官を會議に召集  
鮮魚、野菜の統制強化に關し指示する所があつた。

右に基き關東軍政部からも管内八縣に對し本件取締に關する月報提出方  
を當事務局長に指令し又第八軍軍政部總務部長ワッツ大佐は當事務局長に  
對し軍政部としては今次の決定を決めて重要視して居り右取締の成果は  
インフレ防止に貢獻する所少からすと確信する旨を語つた。

三 炭礦用機械設備生産會社の表彰

東京社、奈川軍政部に於ては今後神奈川縣下に於ける炭礦用機械設備生産  
會社中成績優秀なるものを表彰することとなり十二月六日附を以て、(一)  
一九四七年に於ては(イ)藤澤市日本精工株式會社(ロ)川崎市三機工業株式會  
社(ハ)川崎市株式會社(ニ)原製作所の三社の經營者及従業員を特に推賞する  
旨並に(一)一九四八年に於ては毎月均等に成績を收めた會社を選定して表  
彰狀を贈る計畫である趣を以て右關係業者へ周知方指令して來たので神

奈川縣當局より早速右を各業者へ通達した。

三 埼玉縣賠償協議會第一回總會開催

さきに賠償協議會の委員幹事の任命依頼を終へた埼玉縣に於ては十二月  
二十三日同縣廳に於て同協議會第一回總會を開催、會長の開會の挨拶に  
次で副會長として鈴木局長より對日賠償問題の経緯につき若干説明の後  
議案に入り協議會運営規程を採決すると共に協議會事務局を埼玉縣商工  
部賠償課に置くこと及協議會民間委員幹事の選定要領を決定した。

四 舊陸海軍施設都道府縣別一覽表を第八軍、政部に提出

十一月中旬第八軍、政部より舊陸海軍施設の對日返還促進の爲の資料と  
し一覽表を以て返還、未返還の別を明示した全國都道府縣別舊陸海軍  
施設一覽表の提出方を求められたので早速右を大藏省關有財産局に移騰  
して置いた處十二月下旬に至り札幌、仙台、名古屋の三財務局内の分が  
先づ完成したので前記關有財産局區官と共に第八軍、政部區官を往訪、  
右を手交した處同區官は舊陸海軍施設の返還に關する第八軍司令部の作  
戰命令 Operational Directive は、本返還問題の完了を促進する意味に於  
て、近く改正を見る善で右は關聯し前記一覽表は是非必要である旨の討  
明があつたので我方に於ても可及的速に等量表を提出する機努力す

0005

0127

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

五進駐軍部隊の演習に依り破損した農耕用排水管修理用セメントの無  
 十一月中旬神奈川縣藤澤市辻堂農民代表者より同地海岸地帯に在る米軍  
 第九五輕騎車大隊の演習場内を通過する農耕用排水暗渠が右車部隊の  
 演習に依り破壊され來年の降雨期には耕作不能となるを以て右修理用  
 資材の特配並に將來の破損防止につき米當局へ事情し所を以て右修理用  
 を通じ申出たが、依て當事事務局に於ては右を軍政部へ申請すると  
 共に現地部隊長に折衝した處、現地部隊長は前記修理用として一袋七五  
 封入り三〇袋のセメントが確保されて歸り農民側にて修理作業を開  
 始すれば何時にても引渡す旨並に將來の破損防止については今後部隊側  
 でも出来るだけ注意するとの回答を受け、農民側に於ても右米軍の好意  
 的取計に感謝し、早速修理作業を開始することとなつた。

第三 設 置

一、京濱、神戸兩港の日本側への返還問題  
 第八軍軍政部から十二月十八日附電書を以て京濱及び神戸兩港を昭和二  
 十三年七月一日以降米軍關係の輸送を除き日本側に返還の意嚮であり、  
 返還後の運営方法に付ては目下横濱、神戸兩港の現地部隊で意見書作成  
 中である旨中央終邊宛に通報して來た。  
 仍て河崎次長は第二港灣司令部總務部長サロヴァン中佐と本件に關し隔  
 意なき意見の交換を行つた結果司令部當局の意嚮は大體左の通りである  
 事が判明した。  
 (イ) 返還後の港灣の運営は紐育、桑原のポート、オーストラリアの組織を  
 採用する事を極力勧告する。  
 (ロ) 自由港又は自由港碼の設定は米側としては全然之を考慮してゐない。  
 これは専ら港灣返還後日本側の決定に俟つべき問題である。  
 (ハ) 横濱港に付ては七月迄に更にサウス、ピアー並に山内埠頭の返還を考  
 慮してゐるが、日本側の受人態勢が筆る問題である。

0007

二進駐軍家族用食料品店の設置

米第八軍補給本部(クオーター・マスター)は横濱、東京其他全軍主要都市に進駐軍家族の食料品店(コミサリー)を開設し之が維持管理はJPN Oにより日本人業者に委任されてゐるがこの米俵の設置本部が横濱にある關係上當事務局が従来から横濱以外の分の設置に關しても種々の斡旋を命ぜられて來た。

當地には昨春秋全聯で最初のコミサリーが開かれたが十二月十五日更に横濱本牧に大規模のコミサリーが開店せられ開店式には第八軍司令官(代)理ライダー少將が出席したが日本側からは特に鈴木局長及び係官が招待せられて臨席した。

尙目下建設中のコミサリーは東京成増及び神戸の二ヶ所である。

三横濱山手エビスコバル教會堂の再興

我が政府が米第八軍司令部の希望に應じ横濱市山手所在のエビスコバル教會堂を好意的に修繕し進駐軍將兵家族及日本人キリスト教徒の禮拜堂とすることとなつた次第は執務報告第一號に報告済の通であるが此の工

12

事を請負つた大林組は去る六月以來資材、運送其他の困難を克服し遂に工事を完成したので十二月六日日本聖公會教職による獻堂式が行はれ次で翌七日日曜日には進駐軍將兵家族参列の下に再興最初の禮拜式が行はれた。

修繕は清愛其のものとも謂ふべき近代式の設計に成り約五ヶ月の日費と工費四百五十萬圓余を費したものであるが大日の聖堂式に於て米副團領喜オバートン氏は再興委員長として感謝状を大林組に寄せ、又特に當事務局が右修築開始に至る迄の斡旋努力に對し謝禮を述べた。

四調達命令處理

十二月中華事務局設發課に於て處理せるP.Dの種類及び件数は左の通りである。

P.D 種類	件数
JPN O	三九
JPN M	三
計	四二

RA'-0115

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



一 第八軍司令官の補任と参謀長の更迭

九月以降、歸國中であつたアムケルバール中將は十二月十九日夫人同伴  
歸任したが當日鈴木局長夫妻は羽田飛行場に司令官夫妻を出迎へた。

尙第八軍参謀長バイヤース少將は本國の要職に轉出の爲一月離任歸國す  
る事となりその後任として第二十四師團(小倉)長レスター少將が任命  
せられた。鈴木局長は二十九日官邸に於て新舊参謀長の敬送の非公式茶  
會を催したが右茶會にはアムケルバール中將夫妻も出席盛會を極めた

二 第八軍司令官代理其他を賜獵に招待

十二月六日鈴木局長夫妻は第八軍司令官代理ラムダ少將夫妻以下第八  
軍司令部、軍政部並に東京府奈川軍政部幹部將校夫妻、在横濱米國總領  
事夫妻等合計二十四名を千葉縣津濱の宮内府の賜獵に招待した。

三 關東軍政部長の轉任

關東軍政部長スプリンクル大佐は十二月二十日附を以て日本銀行監督官  
に轉任を命ぜられその後任決定迄は次席ジマイン中佐が司令官の任務

を代行する事となつた。

四 第八軍司令官公式訪問者

十二月中鈴木局長が同道して第八軍司令官を公式訪問したもの左の如

(1) 十二月二十二日

田中北海道知事(北海道情報報告)

(2) 十二月二十三日

内山福奈川縣知事(司令官補任に付表敬)

昭和二十三年二月

Y L O 執務報告第九號 (二十三年一月)

横濱通商調整事務局

0009

RA'-0115

0131

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0010-1

目次  
第一 政治  
第二 經濟

- 一 第八軍の納稅費動
- 二 地方軍政部の管轄變更
- 三 式根島國際觀光施設計畫申請
- 四 戰犯裁判
  - (1) 橫濱戰犯裁判のスピード・アップ
  - (2) 橫濱戰犯裁判の進捗状況
  - (3) 第八軍々法會議の證人呼出
- 五 漁船白洋刃の被救助者
- 六 伊豆諸島小野原島に於ける米空軍の演習
- 七 日本婦人と米將兵との國際結婚
- 第二 經濟
  - 一 中國及和蘭向賠償機械の輸出
  - 二 舊軍事施設の對日返費に關する第八軍實施命令の改正
  - 三 炭礦用機械生産工場の表彰

- 四 横濱市の對する米國產雜糧輸入許可
- 五 東京地方賠償協議會の開催
- 六 連合軍放出の廢品處理方法の改善
- 第三 勞務
  - 一 京濱・神戶兩港運賃の日本側移轉問題
  - 二 海陸軍家族住宅維持管理運営状況
  - 三 外國商社の日本駐在代表者に對する便宜供與
  - 四 成増海陸軍家族用食料品店の開設
- 第四 勞務
  - 一 解雇手當その他
  - 二 海陸軍要員自動車運轉手當所屬費
  - 三 神奈川縣勞働文庫開設
- 第五 雜
  - 一 第八軍司令部幹部を禮儀に招待
  - 二 第八軍工兵隊幹部を禮儀に招待
  - 三 戰犯裁判米人辯護團の攝影所見學
  - 四 戰犯裁判米人辯護團員押送招待

RA'-0115

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0011

一、第八軍の納税管轄  
 最近の納税の不成績に鑑み、第八軍と政務では各隊に別々の納税管轄チームを組織して、全国税務署四五〇に對し積極的の指導監督を行ふこととなり、一月二十三日附施行命令が發せられた。本件は地方財務局別に一定の納税額の日課が課せられる迄無期限で行は、納税所得税、法人税等の直接税の徴収に重點を置くが、是等については國税のみとし、第三國人の納税振をも監督する筈である。本件チームは關係稅務官廳と連絡するに止め、直接滞納者には接觸しない。  
 尚三十日栃木縣軍政部から同縣納税管轄チームの日本人メンバーの現地採用不可能の趣を以て當事務局へ翰旋方を依頼した。不取敢當事務局から徵收委託を宇都宮軍政部へ繰返に派遣した。

二、地方軍政部の管轄變更

第八軍直轄の特別軍政部たる東京神奈川軍政部は二月十日以降東京都と神奈川縣の兩軍政チームに分離される事になつた。(但し羽田空港

だけは神奈川軍政部の管轄に属する)

尚右の結果東京、神奈川兩軍政チームの勢力を平均化すると共に從來劣勢であつた大阪府軍政チームが近く東京、神奈川並みに増強される見込みである。

其他關東地方軍政部に屬していた新潟縣は二月一日以降東北軍政部に屬する事となつた。

三、式根島國際觀光施設計畫申請

東京都中央区吳町所在式根島國際觀光施設會社において式根島を國際觀光光及び娛樂場化する計畫を對し、總司令部宛許可方を申請した。對し、東京神奈川軍政部は一月十六日當事務局を通じて一本計畫は總司令部の意見に依るも日本政府の政令第六條の所屬營業を要せざる施設に該當する一理由をもつて、不許可の旨正式回答した。本件兩事は終途を經由せずして提出せられたものであるけれども終途に對し此種出願のあつた場合には前記政令の趣旨にも當り日本側として適當措置の必要がある。

四 証人裁判

(1) 横濱駐劄裁判のスピードアップ

第八重官房の内話によれば、米側においては本件裁判を今年六月より八月中には終結せしめたい意向らしく、法廷も現在の十二月より十六に増加することとなり、一月早々舊地方裁判所(横濱)に下横濱檢察廳において使用中の一棟の一部の旧庁舎を借用し、日下横濱檢察廳呼出しも激増し、一日平均五六十名に達している。(客年十二月中心計約四〇〇名。これに對する旅費支給額六二九一八六圓八〇錢。今年一月は激増して九二八名)

右に歸連して問題となるのは

(イ) 日本人辯護士に人を得ないこと。これは主として語学力の不足に於くもので、法廷の整理の進行をフオロウし得ない者多く、法廷の作動が後手となること往々あり、米側でも法廷を早める日本人辯護士を希望している。(客年十二月四十一ケースの辯護士延六三名、給與額五六九、〇〇〇圓)

(ロ) 証人呼出の手続。米人の破産及び呼出の滞り(電話、電信局並びに郵政無線の二ルートによる發着)といふ技術的困難の外、本人が檢察側の証人として同時に呼出しを受けた、必後者に取られ

折角の有利な證言も聞かぬ場合や、米側より始末書(未審)を要求する事例あり。又証人が横濱裁判の証人も、東京裁判又は檢察側の証人と同様、進駐軍の至上命令であることを十分理解せぬため出頭を拒り、地方官署ないし本人の理由書の提出を要求せられる事例も聞かあり。(北海道の一審庭は出頭を拒否せんとして危く口頭で進行されようとした)

(ハ) 証人指定旅館の世話。微子旅館が指定されているが、東京裁判の今井ハウスと異り、米側の管理(接收)下にないため、食糧、燃料は元より電氣、家具迄これが確保には當事務局が仲介を當つてゐる。

(ニ) 證據物件の押出。地圖、氣象日誌は勿論のこと、條約文、官廳の系統圖、職名簿その他裁判に關係する種々の物件を要求されてゐるが、内地通信の困難のため、當事務局より地方へ直接催促の出張もしてゐる。

0012-1

RA'-0115

0134

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(2) 捕縛 犯裁判 逮捕 状況

一月 中 捕縛 犯 裁判 状況 に関する 判決 状況 以下の 通り

所 属 官 氏 名

判決 月 日

判 決

東京 任 職 収 容 所 第 一 分 所 (川崎)

監 獄 大 尉 藤 田 久 吉

一 月 二 日

絞 首 刑

東京 任 職 収 容 所 第 四 分 所 (厚 江)

軍 属 大 尉 大 島 紀 正

一 月 五 日

絞 首 刑 四 十 六 年

陳 原 政 治

絞 首 刑

鈴木 賢 博

小 日 向 浩

牛 木 榮 一

秋 山 栄 作

柳 壽 隆

比 島 カ バ ナ ヲ ヲ 収 容 所

中 尉 山 崎 隆 夫

一 月 五 日

無 罪

6

大阪 刑 務 所

所 長 准 名 邦 義

一 月 六 日

重 懲 罰 十 二 年

看 守 長 野 清 一 郎

附 属 病 院 長 長 田 邦 彦

司 法 書 務 官 小 玉 武 夫

看 守 横 山 彦 吉

大 阪 海 軍 任 職 収 容 所

上 等 水 兵 荒 川 一 夫

仙 台 任 職 収 容 所 第 四 分 所 (大 橋)

衛生 官 潮 田 弘

東京 海 兵 隊

少 尉 柳 壽 隆

看 守 長 山 中 五 郎

看 守 長 松 本 正 一 郎

一 月 九 日

無 罪

0012-2

RA'-0115

0135

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0012-3

仙台陸軍収容所第六分所  
 電務少尉 佐藤 正 一月九日 無罪  
 大野海軍陸軍収容所  
 一等水兵 村田 正 一月十二日 重労働 四年  
 東部軍司令部  
 中 佐 一 戸 公 裁 一月十六日 絞首刑  
 軍醫中尉 岡部 六 郎 重労働 二年  
 東京憲兵隊  
 憲兵中尉 本川 貞 絞首刑  
 曹長 桑原 正雄 終身刑  
 名古屋陸軍収容所第十分所(高岡市)  
 少尉 戸田 稔 夫 一月二一日 重労働 八年  
 伍長 田村 長松 無罪  
 大阪陸軍収容所第一派遣所  
 軍 尉 梅田 隆 重労働 一年六ヶ月  
 東部軍歩兵第四二六部隊

衛生軍曹 境 野 鷹 終身刑  
 朝鮮人刑事 甲 斐 一月二三日 重労働 十年  
 福住陸軍収容所第二五分所(大牟田)  
 軍 尉 榎 坂 邦 夫 一月二七日 重労働 二十年  
 比島カバナツアン陸軍収容所  
 中 尉 岡本 始 一月三十日 重労働 二十五年  
 兵 長 衣笠 一 男 一年六ヶ月  
 軍 尉 吉 永 柳太郎 十二年  
 林 水 發 四年  
 藍 永 班 二年六ヶ月  
 藤 永 六年

(3) 第八軍、法會議の審判呼出  
 愛知縣蒲郡において各年十月米軍による日本婦人に對する暴行事  
 件あり、第八軍、法會議において審理中であるが、各年十二月及  
 び今年一月中旬第八軍、政務上り本件裁判の審判として右日本婦  
 人等五名の呼出方命令あり、當事事務局において宿泊、旅費、切符  
 等の準備を見たが、旅費を終極處理費より支給するべし、中央  
 總務のケースと同様、多少差額の點がみすが、福奈川縣廳と協議

RA'-0115

0136

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0012-4

の結果取りあへず犯格及に準じて動議つておいた。

五 漁師白洋の被救助者  
 第八軍司令部より一月十四日附覚書をもつて長崎縣西彼岸郡瀬戸町の漁師白洋が波中米軍により救助されたからと、その被救助者の氏名、健康状態等を記載して来た。當事務局は右を長崎縣廳へ通知しておいた。

六 伊豆諸島小野原島に於ける米空軍の演習  
 東京神奈川軍政部より一月二十六日附覚書をもつて、小野原島(三宅島西方の無人島)を米空軍の機隊及び射撃隊に運用するから、漁船は同島を中心とする半径五マイルの水域に入らぬ事などの警告あり、東京都及び神奈川縣廳に通知すると共に、マヂオによる發衣の手置をとつた。

七 日本婦人と米將兵との結婚  
 一月十二日當事務局へ日本人當事者の親戚より米將兵との結婚の法を問合せあり。係官より當地米領事館に照會したところ、次は次の通りである。

(一) 米將兵が日本婦人と結婚することは憲法では無い。將兵といへども一彼米國人と同等に結婚の自由を享有する。

(二) 但し將兵は一等米國人と異なり、軍規の定むるところにより、上官の許可を有する。この點昨年一月二十二日の所轄一デンドラマン

一(その日以後結婚した日本婦人は米領への入國の障礙があら)により、以後の許可は米第八軍司令部も原則として、賦與しては

ない例外的には少数の結婚が米總領事館に提出されている。右總領事は、米國人の入國の能性のない(少くとも當分)日本婦人と米將兵との結婚の困難を少なくせんがためである。米將

兵としても除隊後日本に滞在の可能性は非常に少ない。

(四) 而國籍の點については、前記(一)米領の米領事館へ結婚の提出とは正確な表現であり、米領法規の定むる所により、結婚は各州法により規定され、米領法規に従ふ領事館の管轄内である。米國領事館は米國人の所外における結婚に關し、盟約締結人としての認

證をなすに過ぎない。右認證により米人は米本國の州政府に登記し日本婦人も日本側官廳に結婚を知らしめる。

(五) 日米國際結婚の出産児は米國籍を承継する。(但し米國人は十年以上米國內に居住し、かつ米國籍を承継する)。

内、居住していることとする。





0013

(一) 中國及租界向賠償機械の輸出  
賠償機械等第一号である中國船海康城(二六〇〇噸)は一月十一日横須賀に入港、總計四百三十八噸の積込を終了、十六日午前十時日米關係官立會の下に中國側代表及び日本側代表の簡便引渡受領の調印を終へ、同日正午賠償機械第一船は無事中國に向い出帆した。

一月十八日入港總計六二二噸(四九二噸)を積んでその第二船の和蘭向チベツサ一號(一〇八一六噸)が二月二十三日に又第三船の中國向ハクチエ號(一六〇〇噸)が二月二十二日入港五五九噸八三四キロトンを積んで一月二十七日に夫々出帆した。

三 賠償機械の對日返還に關する第八軍管區命令の改正  
日本軍管區司令部の管下各部隊に對する Operation Directive が、今回更に右返還を促進する爲に改められたので、左記要點を記載し、原又添附終結通達各地方專務局長並官署局長管内各關係官署へ通報した

記

(一) 返還申請の對象となる軍事施設の種類につき、その各種目を列挙して明確にし、要點をからしめた(第一項)

(二) 舊軍事施設はたとへその所有權が國に屬しなくとも、終戦前實に占領し或は使用した事實に依り、これを特殊物件として取扱ふ。他方終戦當時陸軍へ引渡した財産でも、前記第一項列挙の軍事施設に該當しないものは、陸軍軍管區においてこれを保持する義務を陸軍に課す必要とする(第三項K)

(三) 航空機工場、兵器工場等の民有工場は、當然非武装物件の對象となる場合でも、陸軍軍管區においてはこれを舊軍事施設として保持し得ない(第三項R)

(四) 一九四七年二月一日以前になされた舊軍事施設はそれがOGA Form Iの表式に依り手續を終了なされなかつたことと云ふ理由で無効ならぬ。一九四七年二月一日以前に陸軍軍管區に依りなされた返還は、凡そそれが返還當時有效な指令に時を遡反して是らなない限り、今回の改正指令に依り有効となつた。従つて斯る返還済みの施設を陸軍軍管區が將來更に續けて使用する場合は、右規の通りである。

RA'-0115

0138

0014

なればならない(第三項E)  
(五)進駐軍が接收のロDなくして特殊物件として保持し、しかも現在  
使用して居ない凡ゆる財産につき、管下部隊は一九四八年二月一  
日迄に第八軍司令部に報告し、右報告は未だ返身されて居ない  
理由を記載すること、なつて居る(第三項E)

三炭礦用機械生産工場  
さきに東京神奈川軍政部より、同軍政部においては今後神奈川縣下  
における炭礦用機械設備生産工場中優秀なもの表彰すること、な  
り、その第一回として一九四七年中における優秀工場として藤澤市  
日本精工株式会社藤澤工場外二工場の経営者及び従業員を推薦して  
来たことは既報の通りであるが(執務報告第八號)、神奈川縣にお  
いても右三工場を表彰すること、なり、一月二十一日藤澤において  
前記軍政司令官代理ケムスキ經濟部長、終戦連絡藤澤事務局長、  
東京商工局長等關係官列席の下に表彰式を挙行した。  
尚東京神奈川軍政部よりは、更に前回に引續き一月十二日附をもつ  
て客年十二月中の最優秀工場として荏原製作所川崎工場を再度推

すると共に、同工場派遣職員生産協力官青柳忠一氏を、同工場が  
優秀な成績を達成する上に示した同官の顯著な功績に對し、特別表  
彰する旨通報があつたので、早速右を關係者へ周知方關係官へ結  
題した。

四横濱市に對する米國産輸入許可  
ハワイ、ホノルル市神田太郎氏より本部機械改良の爲、米國産機  
一〇〇羽の寄贈申入を受けた横濱市の依頼に基き、既報の通り(第  
七號参照)東京神奈川軍政部に對し、右輸入現輸旋方を依頼して  
置いた處、この程一月二十三日附をもつて同軍政部より、右は寄贈  
者において運賃その他輸送に伴ふ諸経費を負擔する條件の下に、總  
司令軍に依り許可された旨回答があつたので右を横濱市に移譲、同  
市において早速輸入手続を取ることになつた。

五東京地方賠償協議會の開催

一月二十九日東京地方經濟安定局において東京地方賠償協議會の東  
京神奈川地區一部協議會開催され、(1)横須賀海軍工廠賠償施設送  
作業請負人を相續株式会社とすること(2)元第一海軍技術廠利益  
谷支廠賠償施設送作の爲に國有財産たる建物一部の買取作業を行ふ

RA'-0115

0139

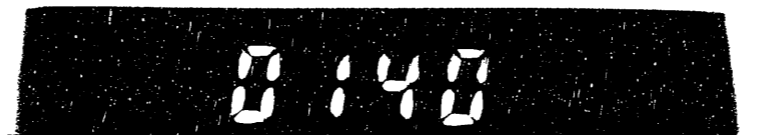
0015

こと及び管内の道路補修を行ふこと、同支隊より長浦港に至る賠償  
 車載貨物を運送する爲道路、橋梁を補修する件を決定し、向(3)項の  
 件に關しては二月五日關係機關の代表者のみの一部會議を請き更  
 に詳細研究することとなつた。  
 尙論送中に發生した湖包の破損修理作業に對する支拂方法を關し中  
 央終連より、又諸營業者に對する撤去作業時運拂を遂行すること  
 關し關東海運局より夫々希望意見が開陳された。  
 六連合軍貨物の發品類整理方法の改善  
 既報本件に關し(第七號参照)、現在の發品類運入を地蔵別八倉  
 社に統合し、且營業者に對する縣の統制を強化する案を得たので、一  
 月二十日軍政府に提出その採察を得これを實施することになつた。

第三 營

一 京濱、神戶兩海運營の日本側移轉問題  
 本件に關しては其後第八軍司令部が中心にG H Q民間運輸部、セカ  
 ンド、メーチャイポルト、第八軍軍政部、米英船舶業者と日本側か  
 らは横濱終連並に關東海運局より夫々代表者が出席して十日、十二  
 日及び十六日の三回に互に協議を重ねた結果大體の成案を得て横濱  
 は二月一日神戶は三月一日に解散し海運の運管は過渡的に海運局が  
 主として之に當る事に決定した。  
 所が原案の添付作業の損害補填の金庫上の責任を直接貿易局に過  
 せしめる點でG H Qの同意を得る能はずその結果兩營の移管は決定  
 より多少遅延する見込である。  
 尙神戶營の倉庫、積載返送に關しては、客年十月八日附中央終連よ  
 り總司令部宛電信に對する回答を兼ね、一月二十六日附電書を以て  
 米第八軍司令部より各條を、倉庫毎の期日を予定して接收開始する  
 旨通告があつた。右のうち第四條積載返送に關しては既に他の特定  
 の倉庫の完成が前提條件となつてゐた。

RA'-0115



二 進駐軍家族住宅維持管理運営状況

神奈川縣下における進駐軍家族住宅維持管理（但し横須賀米海軍  
地区及三浦郡武山駐屯の第一騎兵隊團關係を除く）は、従来米八  
軍技術部傘下の横濱地区工作隊（Yokohama Area Engineer）に属す  
る（舊）家（Repairs and Utilities Organization）の家（家）住宅維持管理官の監  
督下に、日本側機関が責任を負つて運営して來たのであるが、米

軍側は最近横濱地区における住宅数の増加に伴ひ、本年初頭以來  
その機構を擴充し、管轄長シムズ少佐の下に、新に家族住宅事件  
擔當官を任命し、更に神奈川縣下の家族住宅地域を三地域に分割  
して、各地區のファイルド、オフェンスに係將校一名、下士官、兵  
又は軍屬を配属し、適當地區内の家族住宅の維持管理につき日本  
側の機體と一層緊密な連絡を保ち積極的これを指導監督すること  
となつた。右米側機関の増充に先立ち、日本側におしてもかね  
て新築中の中央資材倉庫及び修理工場が漸く落成し、前者は住宅  
維持管理用諸資材の倉出入保管等に當り、後者はワレク、オーダ

による各種の修理を行ふこととなつた。右修理工場は、電気、  
冷蔵庫、機械、配管機房、木工、塗装及び鍛冶の六工場に分れ、  
それぞれ専門業者が擔當しているが、管轄隊の兵舎維持管理機體  
のそれと殆ど軌を一にし、總て米國式のシステムを採用してゐる。  
點は注目に値するものである。

三 外國商社の日本駐在代表者に対する便宜供與

總司令部は一九四七年十二月三十一日附（SCAPIN 1839）をもつて  
日本に入國し商業に従事することを許可せられた外國商社の代表  
者に對し、將來半永久的條件の下に事務所用ビルディング及住宅  
を斡施すべきことを要望して來たが、東京駐在川軍政部は神奈川  
縣廳に對し、縣下における右斡施機關の名簿及び所在地を報告す  
る様要請して來た

當事務局におきては、既にこの種の外國商社、又は特殊機關代表  
者が本邦に渡來以來、これに對し事務所並住宅を種々斡施して來つ  
たものの既に數件に上つて居るが、最近米國保險業者組合及J.A.R.  
E（外國救濟物資送付機關）の駐日派遣員に對し事務所ビルディ  
ングの借入れ斡施中である。

0016

0141

四 准駐軍家族用食料品店の開設  
一月二十三日成増地域の准駐軍コミサリーの竣工開店式が第八軍司令官第一騎兵師團長等の出席の下に盛大に挙行されたが同店の設営には當事務局が直接間接に關係して來たので鈴木局長は特に日本政府代表として同式に参列した。

第四 勞務

一 解雇手當其の他  
從來直備者を使用して米軍側が直接經營して來た施設をR.D.は即ち營業者をして請負けす例が、最近縣下に頻發して居るが、右に關聯して二つの問題がある。一つは右R.D.が勞務の供給を主依とする場合ボス

再生の難のあること、他は解雇手當の支給問題である。前者については、個人の場合につき、東京神奈川軍政部と検討することに打合せた。次の解雇手當支給の問題であるが、右につき東京神奈川軍政部勞務課では勞務者に対し前報告の出來る機、R.D.の發出並置所に余裕を待ち得る時八軍軍政部調達課に要求すること然る所として、解雇手當の支給については明言を避けたが、實際上規定の出來なかつたものに対しては解雇手當の支給已むを得ざるべしとの態度であつた。側では准駐軍傭人退職解雇手當の規定に依るも、勞務其法法の規定に依るも一ヶ月の報告のなかつた場合は、解雇手當を支給すべしとの明文もあるので中央と協議した結果、この種勞務者に対し解雇手當を支給することに態度を決定した。

准駐軍學員自動車運轉手養成所開設  
東京神奈川軍政部の申請により、准駐軍學員自動車運轉手養成所が縣の自動車技術學校内に新設せられ、同校の委託經營により、本年一月十日より授業を開始した。  
同養成所は六名の指導員により毎月二五名、募集、その養成期間は一ヶ月である。

而して同養所の修了者は、轉送として半年運轉手として進駐軍に勤務せよばならぬ。  
使用車輛は進駐軍の好意により、8th Army Motor Pool より毎日ジープ12トントラック及び34トントラックの三台を借用してゐる。尚予算として月三萬五千圓計上されておゐり、その内訳は左の通りである。

練習場借用費 二萬圓

指導員給料 一人二千五百圓 計一萬五千圓

この他入所中の講習生に對しても、一定の手當を支給する予定であるが、その額は未定である。

三 神奈川縣労働文庫開設

後で労働運動啓蒙のため設置を要望されて居た労働文庫は客年十二月豫算三十四萬七千圓をもつて縣廳勞政課内に本文庫を、縣下各地の勞政事務所内に十一の地區文庫合計十二ヶ所に創設せられた。藏書数は本文庫に七〇二冊、各地區文庫に三三三〇冊で無料閲覧者網番の便に供してゐる。

尚各文庫は労働に關する統計資料室をも兼ねておゐる。

第五 雜 報

第八軍司令部幹部を鴨獵に招待  
一月六日鈴木局長は第八軍司令部の幹部二十名（夫人同伴）別に須賀からも三名を越ヶ谷の宮内府鴨獵に招待した。

米第八軍工兵隊鴨獵に招待  
鈴木局長は一月十一日米第八軍工兵隊長一ゲスラー大佐外八名の幹部將校を縣下小机の鴨獵場に招待し一日の歡を交へた。

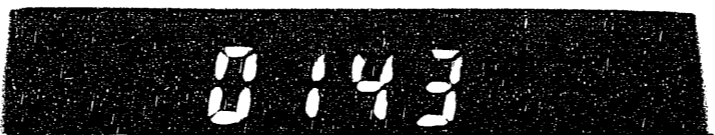
三 匪犯裁判米人辯護團の撮影所見學

一月三十一日横濱匪犯裁判米人辯護團の家族二十五名は當事務所内の案内で松竹の大船機影所を見學したが、その際日本映畫を上映機に供した。

三 匪犯裁判米人辯護團員晩餐招待

一月二十三日東京の高松宮邸を拜借し鈴木局長は當事務所匪犯裁判米人辯護團員約八十名を「ピクニック」に招待した。

以上



外  
治  
書

昭和二十三年三月

Y L C O 執務報告第一〇號 (二十三年二月)

横濱連絡部事務局

0019

RA'-0115

0144

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0020-1

目次

- 一 連綿調整局の發足
- 二 第八軍の「エーゼンシー」なる名譽濫用取締
- 三 徳永總領事等歸朝
- 四 第八軍旅行命令
- 五 教育施設視察に關する件
  - (1) 日本人官吏の罷免に關する件
  - (2) 非日本人に對する徵稅權に關する件
  - (3) 非日本人に對する徵稅權に關する件
  - (4) 學地改革に關する件
- 六 製鹽所の操業停止に關する件
- 七 職犯裁判
  - (1) 帝人その他の指定旅館往復バス用ガソリン
  - (2) 生徒解副事件の未許可發表
  - (3) 裁判進捗状況

第二 經濟

- 一 東京地方碎債協同會
  - 二 茨城縣碎債協同會
  - 三 特別調達廳をして碎債機械撤去作業契約に當らしめる件
  - 四 炭礦用碎債設備生産工場表彰
  - 五 煤匿又は未報告の舊日本軍用物資の漏發報告に關する軍人責務指令
  - 六 進駐軍により三食給食を受ける外國人の食糧加配停止
  - 七 日本刀處理に關する件
  - 八 經濟警察調査
  - 九 報償物資の隠蔽状況に關する調査
  - 一〇 學業協同組合進捗状況及發地買上状況
  - 一一 角野榮等の統制状況及び運輸統制に關する月報
- 第三 設 營
- 一 外國商社の日本駐在代表者に對する便宜供與
  - 二 道路維持管理
  - 三 精進寺軍家持住宅地域の消防險増強



0021

四 不備足な土木建築業者の排除  
五 大學生リーグ等の施設球場使用問題

第四 労働

一 労働管理機構の整備  
二 調達命令による労働提供事務の整理

第五 文化

一 第八軍参謀長其他職員の招待  
二 第八軍経済部の見學旅行  
三 「オクタグラム」に濫発系内報  
四 外務省研修員の滞留見學

第六 報

一 第八軍司令官等正式訪問者

RA'-0115

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0022

第一 政 務

一 連絡調整局の發足

二月一日から横濱事務局は第八軍に對する日本側連絡機關としての地位を認められる事となり中央事務局局長からその旨正式に第八軍政務部へ申入る、所があつた。その結果第八軍と日本側の來往信も總て當事務局を通じ或は當事務局の名に於て行ける、事となつた。更に鈴木局長は第八軍軍政部長と毎週一回定期會見を行ふ事となりその第一回を十八日、第二回を二十五日に行つたが會談録は別途中央並に各地方事務局に送付した。

二 第八軍の一エーゼンシー一なる名稱濫用取締

神奈川軍政部は二月十七日附覽書を以て日本總社が第八軍業務の代行機關とすることを禁せられて居るに拘らず市内又壽堂印刷所は第八軍の印章を濫用し工場、製品、自動車其他に「第八軍印刷所」なる標識を附して居るのは不都合であるから直に斯る標識一切を撤去せしめる上結果を報告するを指示して來た。且一遊領社が「serving the Eighth U.S. Army」又は「Manufacturing goods for the Occupation Forces」等と稱し或は其

製品に「made in occupied Japan」と標示するが如きは固より差支ない旨の附記して居る。

三 徳永總領事等歸朝

二月二十日横濱入港のゼネラルメイクス號で三十六名の邦人引揚者が歸朝したが此中には終戦後瑞西に在留した徳永總領事夫妻、武川官補、鹽田書記生其他各新聞社の特派員數名が含まれ當事務局の外務省へからも關係係官が出迎へた。

四 第八軍施行命令

第八軍より受領の施行命令は、中央及び管下關係官廳に連絡してあるが、二月中の主要命令は左の通りである。

- 1) 教育施設視察に関する件  
本件に關しては、さきに一九四六年十二月六日附命令を以て日本の非軍事化の進捗を擔負した調査を要求してゐた。今回一月二十七日附命令をもつてその後の日本の非軍事化の進捗に伴ひ就同より更に一歩進めて新教育制度の運営状況に關する詳細な調査を進めてゐる。その調査内容は次の通りである。  
(a) 學校經營について六三三制に伴ふ教員、教室の充當程度、新制中學校設置のための町村聯合併の有無

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0147

0023.

(ロ) 教員についてはその學歴別免許狀別による現在教員會議の状況、教育心理學理論の有無、學校向ラジオ放送に参加の有無、生徒輔導に於ける累積的記録法 (cumulative records) 採用の有無、教員組合との關係、組合運動に参加する教員の割合、組合規約に對する學校長の意見

(ハ) 生徒に對しては主として自治會の動向

(ニ) 教科書其他ラジオ、新聞、紙芝居等の教育補助手段活用の程度

(ホ) 學校用土地と農地法との關係

(ヘ) 身體検査施行の程度、學校給食の状況

(ト) 最近に對社會關係の調査事項として父兄會と學校財政との關係、學内問題に對する父兄會の發言權の程度、運動場、教室、審判室等の學校施設の一段大派への程度

(2) 日本人官吏の能免に關する件

二月三日附第八軍命令を以て購取し、又は無能なる日本人官吏の能免にする正規手續が確立された。即ちこれによれば、る官吏の在職が占領目的に有益なりとされる確證が存在し、且つその充分

な地方的矯正手段が講ぜられたる後尚改善の余地がなければ連合軍最高司令官の專斷送致の上必懸念能免措置が採られることとなつた

(3) 非日本人に對する特權に關する件

二月十六日附第八軍命令は總司令部覺書 (S. O. A. P. I. N. 七七七七及四九三八・A) を敷衍して、日本政府は占領軍に屬しない聯合國人の國所得に對し特權を有しこれが締結者に對しては民事裁判權を行使しうる。(但し最高司令官の再審を要す)朝鮮人は特權上の對象として日本人と同様の取扱を受けることになつた。

(4) 農地改革に關する件

本件に關する二月十四日附第八軍命令は、耕作可能面積小作面積、及買上可能面積に關する昨年三月以降の縣及全國農地委員會の報告數字は單に市町村農地委員會で調査した數字の總括にすぎず事實に反する旨指摘し、農地改革法施行に當り斯かる地線を生ずる事は農地法違反であるとしてある。更に農地委員會が農林省指示により全耕作可能地の八%以上の小作地に對して行ふ調査を農林省監督する機各軍政部に指示してある。

RA'-0115

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

5  
五、監所の「業務停止」についての陳願  
横濱市本牧の横濱監所は、住宅地帯にあり、昨夏來附近在留の  
一英人より安みん防衛及び家具類破損の故をもつて、同會社に對し直  
接又は警務局を通じて抗議を續けて來たが、満足な結果を得ず、遂に二  
月十日附近の英米獨人各一名（及び日本人四名）と連名をもつて神奈  
川軍政部に、右監所の業務停止方を陳願するの書を出た。軍政部は  
おいては被害者中に連合國人の含まれてゐること、及び住宅地の工場  
の設置を認可するの行政措置の適否に關し重大關心ありとして、警務  
局を通じて至急措置方を命令越した。よつて警務局においては、監  
所及び労働者等局に連合國人の連合國人の連合國人の安全に關する  
規則に於て、業務の許可（労働者連合局より）取付の手續を怠つてゐた  
ことが判明したので、右手續（申請書に於て附近住民の承諾書添付の事  
のため、實際問題として不許可となるべし）完了迄營業を停止せしめ  
ることとなつた。右陳願につき軍政部へ報告し了却を得たが、その際  
軍政部係官はこの種行政處分について軍政部として日本側官憲に特  
定の措置を命ずることなく、單に後者の注意を喚起することを建議とし  
てゐると語つた。

六、罪犯裁判

6  
(1) 罪人其他の指定旅費往復バス用ガソリン  
指定旅費への宿泊者送用バスに對するガソリンの割當が最近激減  
されたので、第八軍法務部當局は、警務局係官立會の下、運輸省及び  
厚生省係官を招き、注意を喚起した結果、國策を解決を見た。尚右  
第八軍係官は米朝は今向形式上敵對關係にある日本人の裁判に物心  
兩方面より多大の難症を拂ひつゝ、ありては私見によれば、罪犯者  
を整理することは日本にとつて、購和會等の臨む一大事件であるから  
本件裁判の維持については日本側は全面的に協力ありたき旨陳明し  
た。

(2) 半信解割事件の未許可發表  
近く横濱監所裁判所で公判開始予定の西部軍司令部並に九州大學  
係の生徒解割事件は、G.H.Q.法務部に於て二月二十四日發表せられた  
が、それより前（二月上旬）共同通信社の一記者より何等の許可な  
く而も第八軍法務部發表として其報導が發表せられた。第八軍法務  
部當局は驚愕し其の責任を追求、本人は高ちに日本側官憲により強  
制收容せられた。其の後警務局並に共同通信社幹部より情狀酌量

0024-1

RA'-0115

0149

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(3) 裁判進捗状況  
 二月 中橋澤監 犯裁判に於ける判決状況左の通り  
 方 隨情した結果責任者の選別に關しては日本側が其の罪を一任せ  
 られ起訴猶緩と成り本件は落着した。

新 屬 官 氏 名 判決 日 判 決

海軍新田丸  
 先任下士 飛田 宇佐次 二月 二日 終身刑  
 兵曹長 小原 學雄 終身刑  
 二等兵曹 高村 徳一 終身刑  
 兵曹長 竹添 保 終身刑  
 吉村 市 終身刑  
 東京俘虜收容所第十四分所(横濱市鶴見區)  
 中尉 田中 亮平 五年  
 福岡俘虜收容所第九分所  
 軍曹 安座 善一郎 五年

8  
 東京俘虜收容所附品川病院  
 軍 尉 新井 高之 二月 三日 二年  
 大阪俘虜收容所海田分所  
 准尉 木成 市治 二月 五日 二年  
 民間人 新妻 房雄 一年  
 井 野 朝雄 一年八月  
 名古屋俘虜收容所第四分所  
 少尉 山下 正之 二月 六日 十八年  
 佛印第一八九獨立大隊  
 中尉 石崎 英雄 二月 九日 絞首刑  
 上等兵 伊藤 正治 絞首刑

0024-2

RA'-0115

0150

上等兵	高岡	菊雄	二月九日	絞首刑
比叻第十六師團搜索第十六聯隊第二中隊	中野	武治		
大阪俘虜收容所能登川分所	新井	忠雄	二月十二日	絞首刑
仙台俘虜收容所第五及第三分所	木	三男	二月十三日	絞首刑
中野	石	勝男	二月十六日	絞首刑
備前	高砂	育只		絞首刑
	小岩	善吉		絞首刑
	佐藤	平吉		絞首刑
	佐藤	喜志雄		絞首刑
	谷	仁佐		絞首刑
仙台俘虜收容所第一分所	鈴木	光治		絞首刑
軍	助川			絞首刑

九年  
 二年  
 八年  
 十二年  
 十二年  
 十三年  
 十二年  
 十五年  
 一年  
 六年  
 二年

0024-3

RA'-0115

0151

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大阪俘虜收容所第十五分所	二月二十日	四年
衛生官署山中	二月二十日	四年
衛生官署收容所		
本佐近野	五月	五年
大船俘虜收容所		
上等兵曹北村	獲得治	二年廿六日
上等水兵山崎	喜一	
上等兵曹平林	正二郎	
上等水兵藤田	周一	
東京俘虜收容所第二分所		
中尉林純勝	二月廿七日	三年
計四十名		
一月中の捕虜士及び證人に對する給與		
捕虜士	六五六、〇〇〇圓	
證人	九二三、三三六圓	
計	一五七九、三三六圓	

RA'-0115

0152

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 東京地方賠償協議會  
 十月二十三日の閣議決定により二月一日賠償協議會が設置せられ、これに伴ひ當事務局長が東京地方賠償協議會の會長に就任することとなつた。これと同時に右協議會關係の事務は當事務局長において擔當することとなり、二月十二日係官は東京地方經濟安定局係官との間に事務引継を了した。

二 茨城縣賠償協議會  
 二月六日茨城縣賠償協議會の第一回茨城縣賠償協議會總會が開催された。縣内の賠償費額の説明、賠償協議會規定の説明、撤去準備計畫の説明等が各係官より行われ、當事務局長より係官が出席、質問に答へ、又事務打合せを爲し有意義であつた。

三 特別調査隊をして賠償費撤去作業準備に當らしめる件  
 予て第八軍司令部と日本側官廳との間に開かれたる件となつて居た本件契約官廳側責任者變更に關し、二月二十日附をもつて、第八軍司令部よりCAPPIN一七九九號に於て既に進行中の撤去を急ぎ今後凡ての撤去

作業については、特別調査隊をして契約に當らしめる特指令して來たので、右を直ちに中央へ移轉した。

四 炭礦用鐵道建設時生産工場表彰  
 神奈川軍政部より本年一月中には、炭礦用鐵道建設時生産に最優秀の成績を挙げたものとして再び三機工業株式會社川崎及び鶴見兩工場（兩工場は相互協力關係に在り）を表彰する趣をもつて、右を同社へ通知方指令がなつた。

五 賠償又は未結告の日に本軍用物資の損傷報告に關する第八軍指令  
 賠償物資の損傷は海軍安定本部と陸軍の協力によつて報告を求められたが、第八軍司令部は報告の損傷事件もあつたからそれら未報告事件を一括して報告すること、及び陸軍の報告、青森の鐵道、兩島の羊毛損傷事件の詳細を報告することを指令された。

六 海軍軍により三食給食を受ける外國人の食糧加配停止  
 進駐軍の従業員で軍より三食給食されてゐる外國人に對する外人用特

0025



0026

配食糧の供給停止は、藤井川に於ては該業者リストのなため、現在まで本人の自發的申し出をまつて應酬するに過ぎなかつたが、當事務局がリストを作製し、隊に送付したので、本件は三月より一齊に實施されることとなつた。なほ、新に給食を受ける者については、その都度第八軍司令部より全隊にわたるリストを送付して行くので當事務局より該營隊に通知してゐる。

日本刀運送に關する件  
第八軍司令部より二月七日附公文をまつて、現在東京兵器廠（Tokyo Ordnance Depot）の保管中の刀劍の刀に含有されてゐる金銀を一定の條件の者として、工業用原料として日本政府に放出するから必要措置をとられたく、又若し右金銀の請取をない場合は元の旨至急回復すべき旨申請したので、直に内務局に轉送して本件を處理するやう手配した。

八 總務課 警察課  
公然と或は隱微に日本全地域に活動する活潑なる間取引に對する統制措置を、より効果的たらしむる目的をまつて一月下旬より既設數回に於て藤井川軍政部より同部で得た經濟違反に關する情報を當事務局に送付して來てゐる。

當局は縣の經濟防犯課に通報して、第一提供された情報の調査に當らせてゐるが、目前の所直大なる事犯と見るべきものなく當業者の終卒無罪處の言動に於て多量例が多くこれに對しては關係警察より警重なる調査を要する程度に止めてゐる。

九 總務課 警察課  
一月三十日附軍政部より口頭をまつて、

- (一) 群衆隊に對しては、隊隊上の上の爲め、貸借物資の調査を拒絶した事があるが、これは貸借上のやり取りによつて簡單に解決し得る問題であつて、右取扱はけ不適合であるが當務調査すべき旨又藤井川に於いては、貸借物資の調査は極めて不十分であるが、
- (二) 藤井川に於いては、當務調査すべき旨申請した。

- 當務局より同に各隊營隊の要請を合せたところ
- 一 群衆隊に對しては、貸借物資のうちラジオ、扇、扇用油、ケリム、和傘、公定相場をまつて市場に於いては、手配に入手し得るものとし、これを各業者に對して希望するや否やを調査せしめて居り、從つて藤井川に於いては、各物資の品目別に受領滞延の理由及び右促進
- (二) 藤井川に於いては、各物資の品目別に受領滞延の理由及び右促進

RA'-0115

0154

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

のため目下とりつゝある程度につき詳細な報告があつたので、右を  
 二月十九日附文書をもつて農林省に報告した。

10 農業協同組合進捗状況及農地買上状況  
 今般制定を見た農業協同組合法に依る協同組合の設立進捗状況及び舊  
 農業者組合状況に關し、農林省より管下十縣の状況調査方依頼が  
 あつたので、各縣の手配の上、農林省に報告をした。大体各縣とも二  
 月十四日頃迄には、新協同組合の設立完了を見る模様である。

尚同省政より進捗買上の進捗、管下各縣の状況報告方依頼があつた  
 ので、本件に關しては各縣の進捗調査の上、回答をして置いた。

11 魚野菜の統制状況及び運輸統制に關する月報  
 昨年十二月の一生鮮食料品運輸統制に關する緊急具體的措置一に基い  
 て出荷の統制強化をみた生鮮食品の入荷、運送状況及び、昨年十月よ  
 り實施された運送物資の輸送許可制度の實施状況を管下十縣につき  
 り調査報告するより、農林省より口頭で依頼された。よつて各縣の手  
 配し、十二月及び一月分報告を二月十九日附公文書をもつて提出した。  
 尚本件に關しては今後毎月報告することとなつてゐる。

第三章 設 營

一 外國商社の日本進出代表者に對する便宜供與  
 一九四七年十二月三十一日附總司令部發給のS.O.A.P.I.N.第一八三九  
 號による本件便宜供與方針については、前記の通りである。但し、  
 前記の通り、神奈川縣における半永久的の便宜供與は、且從來此の種の事務  
 便宜供與は、八重軍務部からの希望もあり、且從來此の種の事務  
 便宜供與局で取扱つて来た次第に、當事務局長が主導的立場をとつ  
 て、貿易總務東地方事務局、神奈川縣、横浜市その他の關係筋と緊  
 密な連絡をとり、委員会を組織し、必要の程度便宜供與する予定で  
 あるが、具體的の斡旋方法は貿易總務の取扱方針決定を俟つて取極める苦  
 である。

二 道路維持管理

米第八軍司令部は客年十一月十九日附公文書A.G.六一一(L.E.)をもつ  
 て本邦各地區における道路の維持、修理、建設を擔當する機關を設  
 ける旨指令したが、神奈川縣に關しては、二月十九日の下條各官  
 廳に合せ會議の結果、左の通り委員会が設置されたので、當事務局長  
 はその旨を標準地工務局長に通告した。

尚前記公文で要求の他の地區に關するものは、中央より直接通告され  
たものと考へられる。關東地方神奈川地區道路整備委員會  
三橋澤澤田軍務族住宅地域の自治防務局長 相田現神奈川縣土木部長  
濱野の於ける進駐軍樂園多銃住宅地域における消防隊の強化は、客年  
冬期の初以第八軍樂園係當局より要求せられて來たが、當時は神奈  
川縣消防官約五〇名が家族住宅益の準備のため轉用されて居たため、  
充分右要求に應ずることが出来なかつたが、今般澤市の自治消防隊  
が補給發足されたので、家族住宅地域の火災豫防及び消火を一層強化  
するを期待されてゐる。

四 不満足な土木建築業者の排除  
第八軍司令部は二月十三日附A G 六〇〇一 (M G I P O I 二〇四)  
公文をもつて、本府に關する建築指令を通過したもので、當事務局  
は早速これを中央事務局及び別部連絡に轉達し、關係方面に周知  
方を依頼して貰いたが、本府指令が嚴格に執行せられる場合は進駐軍  
工事業者に與へる影響は極めて深刻なものがあるから念のため内  
容を補綴する

工事の請負は進捗状況が不満足である場合、米軍調達受領官は直に  
その旨を業者、日本政府責任者たる地所及び軍政部に通告する。  
右右知事と改善のため進捗の期間が短へられしかもその貨積が認めら  
れない場合は進捗受領官は、各關係方面に對し該業者が不満足  
なものであることを通告する。  
八 軍政部は日本政府責任者に對し、この業者を締め、通常の方法に依  
り他の業者を選定し、進捗なく工事を完成すべきことを指令する。  
二 右指圖に對する懸念は正視の情を認して提出することが出来るが、  
この通告を受けてから十日以内に軍政部に御呈することを要する。

五六 大學II I が戦の神宮球場使用問題  
六 大學II I が戦の神宮球場使用問題  
可されてゐたが、今般澤大學野球部代表は、第三軍司令部に等々も  
同球場の使用方を轉情願したので、第八軍スバシアル、サイブリスと  
交換の結果、米軍は自己のフロックを解放して、四月十日以降五月  
末迄は六大學會合の爲に神宮球場を解放する事となつた。

0028

19

一 勞務管理機關の整備  
 従来神奈川縣下りにおける勞務の供給及び管理業務は、縣側の準備不備のため米軍側の協力援助に俟つ所大であるが、今後神奈川軍政部から日傭者について三月一日以降、常備傭用人については四月一日以降全般的に縣側において行ふべしと指令し、軍政部としては勞務調達要求を發出するに止め、他の一切から手を引くべき旨の通達があつた。日傭勞務者については、軍政部側においてこの際出得る限り常備者へ切替へ、日傭は臨時的勞務としてのみ使用すべしとし、右を關係部へ通達すると共に、縣側においても同切替要求があつた。縣側は於て之が實現に努力中であるが、切替手當支給の決定に依り相當効果を挙げ得る様である。

二 常備傭用人の管理  
 四月一日の切替期を迎へ、これが整備に依り、近く入手の見込である。工調達命令による藝能傭供業務の處理

20

特別調達機關(支局)の開設と共に、従来當局にて擔當せる藝能傭供に關するP.Dの處理も當然同支局に移管されるべき性質のものであるが、同支局の準備が整へるまで、當分當局にて處理する様支局より依頼があつたので、引き続きその處理を擔當してゐる。

三 備前町の藝能傭供の整備

第五 文化

一 下年入軍參謀長其他職員の招待  
 二月二十九日宮内府の好意に依り鈴木局長は第八軍新參謀長一レस्ता、一少將夫妻を始め同軍部將校及家族計十五名を埼玉縣秩父谷の橋場で懇親に招待し盛會であつた。

二 第八軍經濟部の見學旅行  
 第八軍軍政部經濟部一マクレー中佐夫妻以下六名は一月三十一日東京目白の吉田版畫製作所を、二月七日には王子製紙の江戸川工場を、更に二十一日には一ワツツ一大佐夫妻以下同部員八名は大船の松竹橋

0029

RA'-0115

0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0030

影所を夫々、營事務局長の案内で見學した。

三、オクタグラム一、横濱案内役

昨年来、第八軍日刊新聞「オクタグラム」紙に營事務局長の執筆に係る横濱案内が連載され、各部隊間には好評を博したが、其後、陸軍將兵の移動、繁く新規來朝者も多いので、「オクタグラム」では更に右横濱案内記事、約三十を改めて本月より同紙上に連載する事となつた。

四、外務省研修員の横濱見學

二月十九日、研修員七名來濱、營事務局長より横濱監獄裁判の概要を説明、次いで生糸検査所を見學、正午から局長官邸で局長の招宴並に訓話あり、午後は第八軍法廷において、毘犯公判を傍聴した。

第六 雜報

一、第八軍司令官正式訪問者

(1) 二月六日、西村崎玉縣知事は、鈴木局長同道「ピースレー」軍政司令官を往訪、縣民を代表し、近く任期満了、歸國すべき崎玉縣軍政官「ライアン」中佐の留任を陳情した。

(2) 二月十八日、田中北海道知事及坂東北海道議會議長は、鈴木局長と共に第八軍司令官を往訪、新參謀長「レスター」少將同道、北海道民用の石炭割當に付陳情した。

(3) 二月二十一日、西岡岡山縣知事は、鈴木局長と共に「レスター」參謀長を訪問、岡山市に綜合國立大學設置に付陳情した。

(4) 二月二十八日、内山知事及石河市長は、鈴木局長と共に新參謀長を往訪表敬した。

RA'-0115

0:58

外務省  
次官 殿

昭和二十三年三月

Y  
C  
O  
O  
職務報告第十一號 (三月上旬期)

横濱連絡調整事務局

0031

RA'-0115

0:59

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

- 關東軍政部司令官訪問
- 津城に於ける重砲の排出禁止
- 殘留ドイツ人の送還
- 匪犯保護料の支拂
- 九大ケースの公判開始
- 朝鮮人學校の政令違反
- 製鐵所の操業再開
- 水上警察用舟艇調査
- 賠償關係費用金報
- 調達要求關係專使促進方の問題
- 土地建物接收問題懇談會
- 第八軍正式訪問者

第八軍海軍部員のひな祭見學

以上

0032

RA'-0115

0160

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

關東軍政部司令官訪問

三月二日鈴木局長は新潟知事會議列席のため上京中の關東信越地方知事(西村、友未、友未、友未、吉江山、各縣知事、藤枝、伊東、野原、各縣知事及佐藤千葉縣總務部長、鈴木、不器)を同道、新任關東軍政部司令官マークル大佐に表敬のため坂倉の同司令部を往訪した。

軍政部側からはマークル司令官、ジューマイナ、次席以下各部長が出席し、へき頭マークル司令官の挨拶に引續き鈴木局長介添の下に各縣知事と現下の地方行政を中心として種々意見を交換し十一時半頃極めて友好裡に會見を終了して辭餐去した。

津域における重油の排出禁止

昨年春以來横濱津域の船舶から排出された重油が本牧地區海苔養殖場等に附着したため、同地の漁業(乾海苔年產四百萬枚、約一千萬圓)は數回の百つて大損害を受けた。仍て當事務局は同地漁業會の申請を基き、三月十日第二海濱司令部に對し右取締方を申入れた所、

即日同司令部より米軍港務規則によつても重油排出は禁止され違反者は處罰されると規定されてゐる旨確認すると共に、出來れば該事件に關係ある船舶名、船舶位置及日時に關し詳細な追加的報告を要求し、更に將來決する事件が発生した場合日本側からの連絡があれば米軍側にも適切な處置をとる旨の好意的回答を得た。

殘留ドイツ人の送還

G.H.Q.の指令により、殘留ドイツ人(元外交官五名、國外退散者二十名)を送還することとなり、これが具體化につき三月十二日外務省係官二名及び當事務局長係官は、米第八領係官(G-1. Col. Wilson)及び(Mr. J. Molloy)に會見を提出し、翌十三日當事務局長係官は米側より回答を得て中央へ連絡した。

陸軍部資料の支拂

陸軍部資料は官選とし、米第八領係官より日本人陸軍士に對し正式請求方命令した日より、日本政府は一日五百圓の割で支拂ふこととなつてゐるが、三月十一日より公判開始の所謂九大生体



解剖ケースに關連し、被告の家族より多額（一被告につき十萬圓）を請求してゐるとの噂あり、偶々三月九日一家族より當事務所に泣訴して來たので米辯護團長に連絡し正式手懸の目即ち本年二月一日以降の分については日本人辯護人は被告の家族に對し、何等の名目たるを問はず一切金品を請求し得ざる旨再確認し、右を當事務局より被告の各家族へ通知し、別に米辯護團長より日本人辯護人に對し嚴重警告した。

九大生体解剖ケースの公判開始  
B二九の塔乘員の處刑、解剖等にかゝる九大ケースは三月十一日米第八軍第一號法廷でジョイス大佐を裁判長とする七名の軍法會議により開始された。傍聽席は内外人で荷員となり、G.H.Q.寫眞班フラッシュは無條件より抗議を受ける騒ぎであつた。

3 朝鮮人學校の政令違反  
神奈川軍政部より三月九日附神奈川縣知事宛覺書をもつて、縣下の朝鮮人學校がその運営及び教員の適格審査につき、日本人學校局長

の取扱ふべき旨の文部省通達（本年一月二十四日附學校教育局長發各知事宛及び一月二十六日附審査委員長發各知事宛）に違反の事實ありと注意を喚起して來た。

觀望所の操業再開  
既報（第一〇號）本牧觀望所は引續き操業停止中であつたが、その間會社側は憲兵司令部に本件在留英人の帰還解を請へて軍政部を牽制する等の舉に出たが、主務官廳の横濱勞務課並監警部において、調査の結果問題の要諦は人体に感ずる程度のものであるとの結論に達し操業の認可を與へることとなり、三月中旬二回に亘り當事務局の連絡の下、神奈川軍政部の了解を得て操業の再開を見るに至つた。問題は附近任氏の承諾であるが、勿論在留英人及びその係人は不承諾であつたが、主務官廳は右承諾は行政上の慣習にすぎず絶対不可欠の要件に非ずとし認可を強行した。他方軍政部係官はこの種競争に對する措置は日本の責任なりとし（英人側は「これは不協の際に英領領事館を通じて軍政部に抗議すべき旨の由」）、但し適合個人の利益に關すること故民事上の競争の際にはS.C.A.P.のレ

0034

ツヨクを要する給を指稱、尙無用の懸念を避けるため金社は深夜の  
設置の必要を認めること、並に警備として陸軍市街地における工場  
の設置の必要を認めること、慎重を期すべき旨勸告があつて本件は一應  
が了である。

水上警察用舟艇  
三日第八軍艦隊部から日本全陸で終戦後進駐軍により正式又はPDな  
しに接收された水上警察用舟艇は成るべく日本側へ返還する事とし  
た旨を以て關係舟艇の調査方を依頼して来たので早速中央連調を  
通じ調金の手配をした。

賠償關係費用査報  
三月十七日第八軍々政部係官より日本政府支出賠償關係費用内書  
の提出を求められたので直ちに賠償關係費用照會した。最近同係よりG  
日へ提出したものが有る由なので早速其の寫を取寄せて軍政部へ  
提出して居た。係官は本報の寫を照會の寫を以て居た。  
係官は「バー」次官一行來訪の關係し賠償關係資料を整理する爲と想は

調金要求關係事務促進方の問題  
本年二月四日附電書をもつて米第八軍司令部から日本政府に對し、  
調金要求處理の促進する職員に關する指令が發出されたが軍政部側  
ではビーズレー司令官を初め調金部長、スノッドグラス中佐、外同部首  
腦者は鈴木局長との定例会談の際、次々わたり調金關係事務が直接  
連調の事項ではないと前置きしつつも同事務の圓滑な遂行に重大關  
心を持つて居ることを強調し、その促進の努力を要望した。

軍政部側が重視を置いて居るのは設備工費等支拂の促進、書類提出  
の促進（調金受領書、國貨支拂額所報、B及輸資納入綜合調書所報、M  
GP三三號書式）、特別調達の人的要請（特に地方支隊及下部組織  
の補充）及び能率増進等の諸部門であるが、日本側における事務の  
進捗が直接軍政部側の事務に支障を來すことから格別重視して居る  
ものと懸念される。  
軍政部側においては此種連絡のある程度遲滞なく軍政部側の意向を  
特調の傳達し事務促進の努力を怠らぬと居る次第である。

0035

RA'-0115

0163

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務次官殿

昭和二十三年四月

Y L G O 執務報告第十二號 (三月下半期)

横濱連絡調整事務局

0037

土地建物接收問題懇談會  
横濱市はその土地建物の重要な部分を推進軍に接收使用されてお  
るが未だ市としても本格的の復興計畫も立案し得ない状況であるが  
常務委員の公會堂建立其他の懸案に付き米側との打合を希望したので、  
常務委員の幹部將校五名を晩餐に招待懇談會を開いた。

第八軍司令部正式訪問者

三月十七日片山前総理は總理事務の挨拶の爲司令部を往訪した。

一 レスター一 參謀長及鈴木局長が同席した。

三月十二日全日本 Y W O A 會長植村環女史は鈴木局長と共に司令部  
を往訪、Y W O A の事業等に付會談した。

第八軍經濟部員のひな祭見学

三月三日鈴木局長は第八軍軍政部經濟部マークレ一中佐以下四名を  
横濱の實業家太陽邸に於けるひな祭に案内した。

以上

0036

RA'-0115

0164

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0038-1

目次

第一 政 務

- 一 關東軍政部に連絡官常駐
- 二 バイヤースに對する課税問題
- 三 花柳病撲滅運動の成果
- 四 屏風ヶ浦病院の魏聞記事
- 五 横濱野犯裁判
  - (1) 生体解剖事件の公判開始
  - (2) 辯護士及び證人に對する給與
  - (3) 野犯裁判の進捗状況
- 六 檢察廳の接収

第二 經 済

- 一 賠償關係第八軍旅行命令第二一號公布
- 二 賠償工場内一時使用機械のU記號記入に關する件
- 三 賠償工場内物件搬出に對する制限強化

- 四 〇P機破壊關係報告提出方促進
- 五 終戰後初の糖蜜輸入

第三 設 置

- 一 神奈川縣下道路の維持管理
- 二 米第八軍軍政部調達課フレイシ中佐の轉濱
- 三 横濱港關係

第四 勞 務

- 一 縣勞務管理事務所の設立
- 二 日傭勞務者の常備切替え
- 三 勞務供給とPDによる請負作業
- 四 縣地勞務委員會勞務委員選任
- 五 勞務組合代表と米軍勞務調士官との懇談

RA'-0115

0165

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 關東軍政部に連絡官常駐  
從來在板橋の關東地方軍政部には中央連調及び當軍務局から係官が  
隨時出向して連絡に當つてゐたが今般更に同軍政部との連絡強化の  
爲連絡官を常駐せざる事となり十六日その旨を軍政部に正式に申入  
れた處同司令部では非常に喜び二十三日から今般更が同軍政部内に  
一室を與へられて事務連絡に當つてゐる。

二 バイヤースに對する課税問題

當地俗樂團(貿易區指定旅館)に投宿するバイヤースに對し課税(宿  
宿泊税及び遊興税等の地方税)しうるや否や、特に二月六日附第八  
軍施行命令第四號ノ二「納税行政の監督」(既報)中に列記の納税  
義務のなす S. M. A. F. に從屬した代表者 (Delegations and other official  
representation attached to S. M. A. F. 非ずやにつき、神奈川縣廳におきて疑  
義が生じたので二十四日當軍務局係官は米第八軍軍政部法務部長一  
レンチャード氏に確めたところ、バイヤースの資格は S. M. A. F. 上

り入國、商談を許可されたる一外人に過ぎず、當然一般非日本人の  
納税義務を負ふ旨の回答を得た。

三 花柳病撲滅運動の成果

既報(執務報告第八號)進駐軍人の罹病率が全國中最高位に在る神  
奈川縣下の花柳病につき、客年十二月實施せられた花柳病撲滅運動  
の成果に關し、今般神奈川軍政部總務は神奈川縣知事宛私信の形式  
をもつて

一 縣、警察、病院當局の熱心を協力の依り、一千六百名の日本女性  
が拘留、檢診せられ内七百十名が治療を受け、進駐軍人員の罹病率  
も五割方低下したが、同時に一般日本人の保健衛生上にも大なる貢  
獻を爲し、全國に模範を垂れたを敬賞し誌した。

四 屏風ヶ浦病院の魏調記事

神奈川軍政部は三月二十四日附知事宛覺書をもつて、横濱市磯子區  
所在の所謂闇の女を收容する縣立屏風ヶ浦病院の風紀の頹廢に關す  
る新聞記事(神奈川新聞三月十九日所載)を取上げ、實情調査の上  
強力な矯正手段を講ずると共に關係者の懲戒處分を要求してきた。

0039

RA'-0115

0166

五 横濱裁判

(1) 生体解剖事件の公判開始

既報(第十一號)三月十一日より公判開始の生体解剖及人肉試食事件の合同裁判は目下裁判長ジョイス大佐、主任検事ポール、バ  
ーゲン、主任辯護士フランク、サイデル等立會の下に續行中で、  
終了に約五ヶ月を要する見込である。

(2) 辯護士及び證人に對する給與

二月中の辯護士及び證人に對する給與は次の通りである。

辯護士	六八名	六七五、五〇〇、〇〇
證人	五四三名	一、一六一、〇一三、五〇
計		一、八三六、五一三、五〇

(3) 罪人裁判の進捗状況

三月中に判決のあつたものは十六ケース、八十三名であるが、そのうち主要なものは左の通りである。

(イ) 岡田ケイス 秋田縣花岡嶺山で鹿島組が戦時中華人勞務者を約

一千名使役中、四百名以上の犠牲者を出した事件で、被告等は當時の國策を忠實に遵守しただけであるとの弁護側の主張は遠  
らず、直接に前記大量の犠牲者を出した責任者として所員三名  
は絞首刑、一名終身刑、警官二名が重労働二十年の刑を受けた  
(ロ) 幕田ケイス 石垣島海軍守備隊がB二九のパイロットを處刑す  
るに隊員をして銃剣術の稽古台にした事件で、直接の責任者が  
不明なものと、裁判の中途において米人辯護士が裁判長より忌  
避される等の波紋を生じて、結局被告四十五名中四十一名の絞  
首刑を見るに至つた。

六 檢察廳の接收

第八軍法務部に於ては更に法廷敷を増加して横濱裁判をスピード  
アップする事となり現職犯罪裁判所に隣接の地方檢察廳の建物が三十  
一日付を以て接收された。  
尤も米側では檢察廳の立退先として第二港灣司令部使用の元海運局  
建物をリリースして檢察廳に提供した。

0040-1

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0167

一 賠償關係第八軍施行命令第二一號公布

第八軍司令部に於ては從來の賠償關係各種施行命令を整理統合して一個の施行命令に纏めることとなり、過渡期準備中であつたが、此の程三月三十日附を以て Operational Directive No.21 dated 30 March 1948,

Japanese Industrial Reparatons Facilities として制定公表されたので、

右寫添付中央事務局へ報告すると共に賠償局、連調各地方事務局等關係の向へ連絡方を依頼した。

二 賠償工場内一時使用機械にU記號記入

第八軍軍政部より賠償工場内の一時使用許可機械に對しUの記號を記入するに當り往々使用して居ないものに右Uが記入されて居ることがあるが右は撤去が決定され、受取調が當該工場を巡察する等の場合問題となる恐れがあるから斯ることのない様關係者に周知方を請があつたので當管内關係官廳に通報すると共に賠償局に對し中央より關係方面の連絡方を依頼した。

三 賠償工場内物件搬出に對する制限強化

軍奈川軍政部より三月三十日附を以て

- (一) 今後賠償工場内の物件は資材及現在製作中で將來完成する製品を除き其の解放及搬出の申請は許可されぬ。
- (二) 然し賠償施設の管理維持に必要でない土地、建物の解放申請は考慮される。

旨の指令を採取したので關係官廳へ移懸すると共に賠償局へ報告して置いた。

尙右指令は最近第八軍司令部より三月三十日附を以て公布された

Operational Directive No.21 の D、E に基くものと思はれる。

四 SP機械破壊關係報告提出方促進

SP機械の破壊作業促進方に就ては、當事務局管内各關係官廳に對し中央よりの指示を其の都度移懸して來たが、破壊完了期限の切迫に當り、SP機械破壊關係報告提出促進方に關し、三月二十日附を以て管内各關係官廳に對し左記趣旨を通報して置いた。

(一) 定められた破壊完了期日(四月二十一日)もあと一ヶ月の後を追

0042

つて來る今日、右破壊作業を此の上とも一層促進すると共に、昨  
 年十一月二十八日附西下省、賠償管理局長第二二號局第二〇七〇  
 號一特發田給機設備の破壊に關する報告書提出の件に依り、  
 月報並破壊完了報告書を過期なく提出すること。  
 (二) 月報は兎角遅れ勝ちの爲關係各省より賠償局へ集まるのが遅くな  
 り、従つて賠償局より第八軍へ定期に報告が出来なくなり賠償  
 係官は第八軍より絶へず嚴重な注意を受けて居る現狀に鑑み、右月  
 報を速かに提出すること。  
 (三) 前記賠償管理局長通牒の破壊完了報告書記載注意事項中「機設  
 備」台に對し「一築」を作成することとなつてゐるが右は誤りて「工  
 場毎に全破壊機軸を算計して作成、破壊機軸のコード番號は報告  
 書の 3. reparations item の欄に全部を列記すればよい。記入しきれ  
 ない程多し時は別表にしてもよい。右の事は、最近第八軍司令部  
 より賠償局に對し嚴重に注意があつた事柄であるから特に留意する  
 こと。  
 尙既に機軸毎に作成提出済の分は、右に上り再調整の上、三月末  
 日迄に提出すること。

(四) 右破壊完了報告書は五部を當該軍政部に提出（其の一部は軍政部  
 の破壊完了の認許を受けて返却を請ひ、破壊責任者の手交する）  
 すると同時に二部（英文のみ）を當該事務局へ送付すること。

五 終戦後の糖蜜輸入

昨年未終戦後の糖蜜輸入がG.D.Q.に依り許可され、右は比島より  
 の輸入で日本側では之を京濱地區で受入れることとなつたが、糖蜜  
 貯蔵用タンクが米側接收地區内に在る爲關係官廳及業者に於ては應  
 急の措置として横濱市鶴見區大里町に在るガソリンタンク若干を清  
 掃準備すると共に同市神奈川區千若町に在る前記米側接收地區内糖  
 蜜貯蔵専用タンクの解放方を米側に申請することとなり、食糧貿易  
 公團及右タンク所有者の日新産業株式會社より當該事務局に依頼があ  
 つた。そこで當該事務局では昨年十二月下旬以來神奈川軍政部を通じ  
 前記糖蜜の結果漸く糖蜜第一船入港予定日間近く右タンク地域は接  
 收部隊である米第八軍第五九八技術補給部より返還を受けた。  
 右比島よりの糖蜜第一船は二二八八七七の糖蜜を積んで二十八日横  
 濱に入港し、二、〇〇〇屯を前記大里町の糖蜜タンクに二八〇〇屯を  
 解船された專用タンクに貯蔵することとなり八隻のタンクを以て  
 晝夜兼行で荷役を行ひ四月四日午後本船荷役を終了した。

RA'-0115

0169

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



一 華奈川縣下道路の維持管理  
 客年十一月十九日附米第八軍司令部公文AG六一一(上)による指令に基き、華奈川縣下於ける道路の維持、修理、建設を擔當する機關として關東地方華奈川縣下道路整備委員會が設置された次第は、報告第一〇號に記載して置いた通りであるが、横濱第五技術連隊は三月二十二日日本側關係官を召集し會議を催し口頭を以て華奈川縣下の道路の維持管理の日本側の多管方に關し説明を行つたが、其要點は左の通りである。

一 道路を INTERIOR ROAD と EXTERIOR ROAD とに分ける。前者は連隊營家族住宅及接收地境内、並びに連隊駐屯地又は連隊の爲めに働いて居る日本人によつて使はれる道路とし、後者は右以外の道路で而も連隊軍により維持されてあるものとする。

二 工事命令は必ず全部横濱第五技術建設隊の承認を経ること

三 縣下七箇所にあるアスファルト混合所の經營は日本側委員會が擔當し、現地の軍の保持する碎石は全部日本側委員會が經營する。

五 道路の維持管理用材料は委員會の請求に基き軍より貸與する。

六 アスファルトは米軍より供給する。

七 前記の維持は四月一日より開始する。

二 米第八軍軍政課課長フレモン中佐の講演

米第八軍軍政課のフレモン中佐は三月二十二日横濱第八軍司令部に於て日本側關係官を召集し(特訓、商工省、安本、連調中央及横濱軍政課)を召集し約三時間程の演説を行ひ米軍調遣部が近く採用せんとする新機軸と之の對應する日本側特訓其他の機關との關係を説明した。其要旨はインターナショナル、ビジネス、マシンの使用を採りし彼等兩面に於ける調遣事務の簡便を圖り日本側の經費並資材の節約を爲さんとするものであるが、實施の期日は未だ確定して居らぬ模様である。尚同中佐は其個人の資格に於て次の要旨を述べた。この言辭は親切的なものであるが、他軍同中佐の言辭に對する熱意と日本に對する好意を反映するものである。

一 自分米軍の日本進駐以來調遣事務を擔當し二年余に亘る間關係は日本人の協力を得て來たが、其關係の進展、示唆をやつた。之に對し日本側は於て欣んで受け入れてくれたのもあり中には本直に反對の

0044

意志表示をされたのもあるが又反対を表明しないで暗黙の裡に協力

しなかつた場合もあつた。

日本は今や剛を擧げて重を患者である。

日本は今や非常の急價な醫者を招聘してこの病氣を癒そうとしてい

る。之を飲ませることには出来ぬ。吾々醫者は正しく醫を盛るが病人に強

いて之を飲ませることには出来ぬ。飲まなければ結局病人の損であ

る。日本人が吾々の指示を採用しないでも仕方がないが其結果とし

て来る不利な情況は現に日本人諸君が對慮せねばならぬのみなら

ず諸君の孫子の代迄も之が結果を蒙ることとなるであらう」

三 横濱港關係

(1) 横濱港運送の對日移轉關係に關する正式の覺書は未だ發出されて

ゐない。然しながら本問題に關聯して、米宣撫港營局内部に於て

相當の組織縮小が予想されてゐる。即ち現任第二港營司令官マツ

コネル代將の小倉第二十四歩兵師團長兼出陣隊長として現任

現任港營輸送部長シャリス大佐が予定されてゐる模様であり、又

名稱の上から於ても従来の 2ND TRANSPORTATION MAJOR PORT が 2ND TRANS-

PORTATION MEDIUM PORT と改稱される筈である。

(2) 更に、港の運送の對日移轉關係に關する第八軍草案に見られる如く、

最初に解散を予定されてゐる横濱港棧橋に隣接した倉庫、事務所

等計六棟が三月二十二日附を以て接收解除になつた。これらの建

物は元來聯東海運局、海關の所有に屬してゐたものであるが、内

一棟は今回新に横濱港犯裁判のため接收された横濱地方檢察廳

の移轉先に充てられることとなつた。

第四 勞務

一 縣勞務管理事務所の設立

四月一日の閉所を地え、縣側では人員の整備(約三百名雇入の手配

済み)、事務所の設立及び分課規定の作成その他に付重政部勞務課

と密接聯絡の上着々準備を進めて居るが肝心の建物が入手出来な

ので行き惱んで居る。

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0045

二 日傭勞務者の常備切替え  
軍政部側の要求に基く本件切替は順調に實現し、三月中旬に横濱安定所扱のもの丈けても約四百名（出働人員の約半數）の切替えを了した。

三 勞務供給とPDに依る請負作業

職業安定所法の實施に伴ふ勞務供給業の總對禁止につき、從來PDに依り行はれて居る各種作業請負の内容につき、總對禁止の嚴重影響を行つて居るが、一二のもの（例へば港灣警備員の派出）を除き、大依問題はないとの趣である。

四 縣地勞務委員會勞務委員選舉

縣地勞務委員會勞務委員の選舉は三月二十六日に舉行されたが、完全連記投票制に依つたため組合員數の少い總同盟候補者二名は落選し、産別二、中立三が選出された。

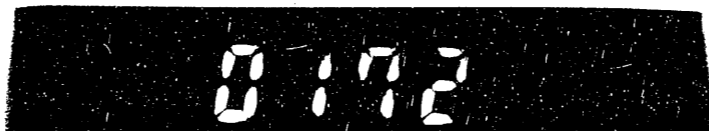
13

中立側は委員一名を總同盟に譲り、二、二、一の構成員を自論んで居るが、まだ決定して居ない。

五 勞務組合代表と米軍勞務調士官との懇談

14

當局幹旋の下に全國進駐軍勞務組合同盟幹部（山田會長喜故不參、原副會長その他出席）並びに同横濱及横須賀支部幹部と第八軍及神奈川軍政部勞務調士官との懇談が三月十八日午前縣廳において行はれた。右懇談は約二時間に亘り行はれ、組合側より其の綱領及活動状況を説明して軍側の批判を求めると止つたが、相互に理解を深めるに役立つた。



外務次官殿

昭和二十三年四月

Y.L.G.O 執務報告第十三號 (四月上旬)

横濱連絡調整事務局

0046

RA'-0115

0173

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- 一 靜岡縣、第八軍軍政部管下へ編入
- 二 第八軍司令官北陸地方を視察
- 三 横濱地區司令部の新設
- 四 第八軍警務の取扱に關する第八軍への申入れ
- 五 秋田軍政チーム司令官留任問題
- 六 罪犯裁判關係
  - 1) 病院船橋丸事件の判決
  - 2) 三月中の辯護士及證人に對する給與
  - 3) 罪犯既決者の假釋放問題
- 七 虚偽の證明書發行に關する神奈川軍政部覺書
- 八 朝鮮人學校査報方神奈川軍政部覺書
- 九 進駐軍に於て利用中の連合國人財産調査方
- 十 第三次在日獨逸人送還

士、第八軍人專移動

- 一 東京地方賠償協議會一部幹事會開催
- 二 神奈川縣下一部賠償指定貯油施設の賠償管理解除
- 三 賠償機械設備の技術的資料作製に關する第八軍司令部の指示
- 四 横濱自由港區設備問題
- 五 横濱海外貿易博覽會
- 六 特配食糧を受ける外國人の国籍證明書
- 七 横濱中華街に對する送電中止

- 一 道路保全方に關する覺書
- 二 進駐軍關係工事の技術的監督

0047-1

RA'-0115

0174

0048

第四 勞務

- 一 勞務加配米
- 二 神奈川縣下三月中に於ける勞働争議
- 三 縣地榮養勞働委員

第五 文化及雜報

- 一 第八軍參謀長其他を觀櫻乘馬に招待
- 二 第八軍幹部將校正式訪問者

RA'-0115

0175

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 靜岡縣、第八軍軍政部管下へ編入

從來東海北陸軍政部署下にあつた靜岡縣は特にその地理的、經濟的事務から關東地區への編入を希望されてゐたが四月十日附を以て、東京都、神奈川県同様に第八軍軍政部署の直轄軍政部となつた。

二 第八軍司令官北陸地方を視察

第八軍司令官アイケルバトが中將は五日間にわたり福井、金澤、富山、新潟各軍政部署下の供米及徴稅運動の實情を視察中であつたが四月十五日歸濱した。

三 横濱地區司令部の新設

横濱地區所在の作業實施部隊を單一な指揮命令下に置く目的で、四月一日より新に横濱地區司令部（Yokohama Command）が設置せられ、前司令官第九軍團參謀長ホルン少將が司令官として就任した。

右司令部の指揮下に入つた部隊としては今回改編されたセカンド、

メデアム。ポルト其他の海軍關係部隊をはじめとして第五工作建

設グループ、横濱憲兵司令部所屬の憲兵隊、第一七九財務支出部、第三三二警備部、第七基地郵便所、第一五五陸軍病院、第八軍

四 第八軍總書の取扱に關する第八海への申入れ

營事務局長の特殊地位に關する二月四日附營事務局長宛公信により、米第八軍と中央政府との公式文書はすべて營事務局を経由してゐるが、その後第八軍よりの日本政府宛電書で東京軍政部署を通じて直接中央に接受されるものが生じたので、中央よりの訓令に基き四月八日營事務局より第八軍副官部宛に、現在迄のイレギ、ライな事例を擧げて今後の注意を喚起してゐた。

五 秋田軍政チーム司令官留任問題

秋田縣運池知事は九日同縣軍政チーム司令官キーン中佐の留任方策の爲、同縣長同様にブレイン準將を訪問したが、司令官留任問題以外に秋田地方事情一般に關し懇談した。

No. 370

六 罪 犯 裁 判 關 係

(1) 病院船橋の事件の判決

赤十字標識をつけた病院船橋にて醫藥要員及軍需品を輸送した  
ことにより國際法違反として起訴された沼田、和知及豊島の三中  
將以下八名については、昨年八月調査を開始し、臨時國際法（特  
に病院船關係）につき辯護側では山川、長岡、藤田博士その他の斯界  
の權威者を辯人として意見を聴取してゐたが、今年三月十五日公  
判開始、裁判長デービス大佐より四月十三日判決の言渡しがあつ  
たが、三中將及安川正清少佐は有罪（夫々重懲勅七年、六年、三年  
及十八ヶ月）他の四名は無罪となつた。

(2) 三月中の辯護士及辯人に對する給與左の通り

辯護士 七十二名 七四二五〇〇〇  
辯人 五百八十九名 一、一四〇、二五六五〇

計 一、八八二、七五六五〇

(3) 罪 犯 既 決 者 の 假 釋 放 問 題

澤田茂（元陸軍中將、重懲勅五年）の母堂死去につき、四月八日

4

當事務局より米第八軍憲兵隊司令官に本人の假釋放方を申請した  
ところ、新方針に則り拒否された。

憲兵隊司令官によれば右新方針とは、理由の如何を問はず假釋放  
の如き恩惠を一部の者にのみ與へるは不公平であり、今後公平を  
期し一切假釋放を許可せず（米軍軍人服役者は絶対にこの恩惠  
なき趣）、且最近の集積收容所の嚴重警戒（例へば暴族との面會の  
不許可）と並行し、例外的に假釋放の際にも特別の外出着に衣袴  
へ、MPによる護送（從來は日本警官）を必要とするため、憲兵  
隊の任務が加重して來たため、收容者の危険性及び目的地との距  
離等が考慮に入れられることとなつたこと等である。

七 虚偽の證明書發行に關する神奈川軍政部覺書

神奈川軍政部は四月七日附小田原市長宛覺書を以て、右市長が平田  
某の軍籍に關する虚偽の證明書を發行し、追及されるや證據書類の  
缺如を云々し、右證明書は市長の自署がなかつたと遺憾を弄して  
ゐるが、かかる行為は占領軍に對する協力義務を怠るものであり、  
今後占領軍に關係ある證明書その他の眞實性については市長が全責  
任を負ふべきことを通告すると共に、將來かかる虚偽の證明書をな

0050-1

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0177



八 朝鮮人學校査報方

た場合は關係者に懲戒手段をとる旨申越してきた。

神奈川軍政部は先に縣下の朝鮮人學校につき縣廳の注意を喚起したが、(第十一號參照)更に四月十二日附 Chief of League of Koreans

Residing in Japan 宛覺書を以て四月十九日迄に縣下の朝鮮人經營學校につき校名、所在、種類、校長教員名を査報すべきことを命じて來たので朝鮮人聯盟、朝鮮居留民團及朝鮮建國促進青年同盟各支部宛之を移牒した。右報告は最初縣廳へ提出方を指令したが、朝鮮人側は日本側官廳に協力を肯じなかつたので、軍政部より直接に指令し越した趣である。

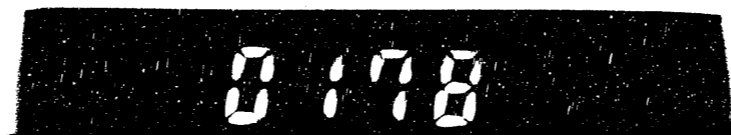
九 准駐軍に於て利用中の連合朝鮮人財産調査方

神奈川軍政部は予て神奈川縣當局に對し、縣内にある聯合朝鮮人財産に於て軍側に於て利用中のもの、表を作成し、其正確なることを證明する證明書と共に提出するを要求して居たが、其後督促せられたのに拘らず提出が甚しくおくれた爲四月十二日當事務局を通じて嚴重な覺書を知事に送つて來た。

然るに本件調査は大藏省管理局が正當な責任者であつて、縣側に直接の責任はないので、報告期日に當事務局係官は縣廳責任者と同道軍政部係官を往訪し、便宜の措置として大藏省が作成し同省係官が之を正確なものとして署名したものに更に神奈川縣當局が副署した表を提出の上、前記の事情を説明して今後萬一大藏省に於て本表に誤りあることを發見し其訂正を必要とするが如き場合は之を認められたい旨を申入れた處、軍側も之を了承した。

十 第三次在日獨逸人送還

既報(第十一號)在留獨逸人の本國送還方に付ては、其後強制送還者の數は二十一名となり結局合計二十六名(神戸十七、熱海三名)は四月一日殘餘の十一名は同五日夫々羽田飛行場から米軍當局の手に依り飛行機で送還された。尙歸還者の手荷物は六十六割度に制限せられたが、其餘の荷物は四月十四日當地發 Toulouse 號に船積發送せられ又其殘置財産は東京玉川甲智町の O. P. O 倉庫に搬入せられることになつて居る



0052

士第八軍人軍部

四月十四日、第八軍司令部第四師団長（補給）パージエス大佐の後任としては前第一師団長ジャンソエ大佐が任命され、前第一師団長代理チヤゼル大佐が第一師団長（總務）に昇格した。之等は第八軍軍政部長官ビズレイ大佐は四月九日陸將に昇進した。之は第八軍軍政部長の増大の結果と認められる。第八軍軍政部長で謝達部が獨立の部隊として司令部に直屬する事となり軍政部長マツケルドニ大佐がその部長に、總務部長ワツツ大佐がその後任になつた。

新總務部長にはペーパン中佐が昇進した。

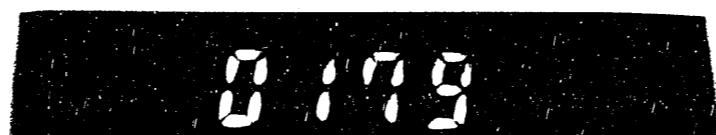
第二 經濟

一 東京地方賠償協議會一部幹事會開催

四月九日、東京地方賠償協議會一部幹事會開催。四月九日、東京地方賠償協議會一部幹事會を開催した。東京財務局長係官より、ラクニカインテリジェンス、デタツチメント（P. I. D.）の保管機械の梱包作業其の他につき協議會の舉辦を求め、一部幹事會は法の通り決定した。

- (1) P. I. D. 梱包作業の中オランダ向け五五五台の分け急を要したため、指名につき協議會の議を結ぶして入札を行ひ、丸東組が落札した件については、右は事情止を得なかつたものとして幹事會は之を専務承認する。
- (2) P. I. D. 梱包作業の中、中蘭向け（二七一〇台）、フィンランド向け（五〇一〇台）、英國向け（五七五台）の分け急を要する。この分け急は、右の三事に於てはイオランダ向け作業に比し、議價標準の基準を引き上げないこと。四月九日に間に合はな

RA'-0115



場合は他の業者を参加させること。(ハ)今回の措置を前例とせず、  
 今後は其の都度入札を行ふことを條件として之を諒承する。  
 (3) 第一表後去作業を行つてゐる軍工廠に對し追加割當のあつた場合  
 け、右割當の作業が標準規模の大きさ(三〇〇台一五〇〇台)で  
 あれば、協議會に於て選定済みの業者であつて、從來落札しな  
 かつたものにも均等の機会を與へ、指名入札を行ふこととする。

二 神奈川第一部隊賠償指定貯油施設の賠償管理解除

神奈川第一部隊より四月九日附を以て、川崎、鶴見地区に在る舊陸軍  
 燃料廠貯藏所第一、第二、第三、第五及第六分所(其のインヴェン  
 トリ施設番號は夫々一九一九六、一九一九七、一九一九八、一九一  
 一〇〇及三九一一〇一である)の賠償管理解除の指令があつたので  
 東京財務局横濱地方部へ移牒すると共に賠償廳へ報告した。

三 賠償機械設備の技術的資料作製に關する第八軍司令部の指示

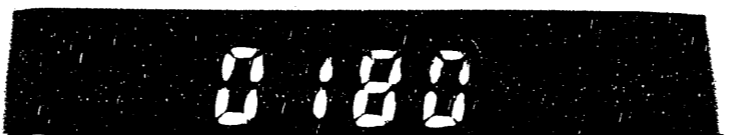
四月八日第八軍々政部經濟部より右技術的資料作製に關し左の要求  
 があつたから右措置方賠償廳へ依頼した。  
 (一) 横島財務局吳管財支所より横島軍政部を通じ第八軍々政部へ送付

して來た中國向割當機械の技術的資料を見ると、日本側では今尚  
 機械一台毎に其の機械の寫眞及ブループリントを附けた不必要に  
 詳しい高價な技術資料を造つて居る様に見えるが、右は至急中  
 止すること。

(二) さきに第八軍々政部と舊終連賠償部との間に打合せ済みの形式で  
 日本側に於て行はれて居る等の技術的資料の作製につき其の後の  
 進捗状況を至急同軍政部に報告すること。

四 横濱自由港區設置問題

横濱の商工會議所、工業クラブ、貿易協會、復興協會はかねて當地  
 に自由港區を設置したい意向を以て關係方面に運動してゐたが、三  
 月上旬、右に關する請願書を第八軍司令部に提出したい旨當事務局  
 に申出た。本件に關しては關係官廳の中にも反對意見のある模様  
 であるが、右請願書は一經三月十一日附を以て神奈川軍政部を通じ  
 第八軍司令部に提出して置いた。之に對し、四月三日附を以て神奈  
 川軍政部を経由、同司令部より「占領下にあつては總ての輸出入貿  
 易は連合軍最高司令官の統制下にあり、従て事實上全日本が自由港  
 區と同様であり、本件は平和條約締結後日本政府に於て考慮すべき



0054

五 横濱海外貿易博覧會

問題である旨回答して来た。

四月十四日横濱商工會議所會頭及横濱市助役は鈴木局長を來訪し、横濱市に於て海外貿易博覧會を開催する計劃を説明すると共に、右に對し米軍の諒解と援助を得たきにつき答へるべく、斡旋願いたき旨申述べた。

依つて鈴木局長は第八軍軍政部「ワッツ」大佐と會見し、非公式に其の意見を求めたところ、岡大佐は本件は日本政府の處理すべき問題であつて、米軍側として非公式にも意見は述べ難いが、自分個人として言へることは從來の例によれば博覧會は何時にも財政的には赤字であることである。尙本件款項を提出する場合の手續としては神奈川軍政部經由第八軍司令官宛とすること答へるべく、さすれば第八軍より寫をG.O.A.P.へ送るであらう。尤も政府が後援するならば中央政府よりもG.O.A.P.へ書類を提出し、殊に建物の點等に關してはB.S.S.の「コンストラクション・プランチ」に連絡する必要があるであらうとのことであつた。

六 特配食糧を受ける外國人の申請證明書

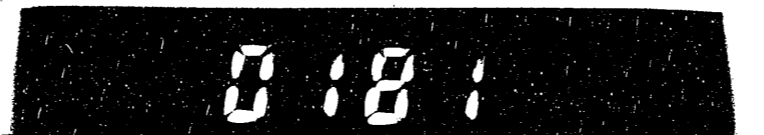
依つて市から提出方依頼された數願書は十九日附神奈川軍政部經由第八軍司令官へ提出して置いた。

神奈川縣廳ではかねてより、外國人用特配食糧を受けてゐる外國人中には相當數の不正受配者があるべきことを見込み、嚴重な再調査を計畫してゐたが、何分にも國籍證明書の偽造を判別することが市區町村役場にとつて困難であることから本件はゆき備みの状態にあつた。依つて當事務局は神奈川軍政部經濟課係官に各願の外交代表部又は領事館に於て發行される國籍證明書の形式の取得方を依頼しておいたところこの程第八軍軍政部學生課より事情を了承したから直ちにG.H.Q.に然るべく照會して當方の便宜を計る旨の連絡があつた。

七 横濱中華街に對する送電中止

横濱中華街の電力超過使用は從來より目に餘るものがあり、當地軍政部と華僑總會との間に、電力節約に關する自主的組織樹立の爲めに四回も會談が催されたが、其の成果見るべきものなく、三月中旬にはM.P.護衛の下に東京商工局及關東配電の係員に依り規定外フ

RA'-0115



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

13  
 本の除去まで行はれるに至つたが依然として電力供給の停止を遂に軍政部より四月五日附文書を以て一時送電中止の措置が取られた。同覺書趣旨に依り砲工局及關東配電は四月十三日及十五日の兩日、午後六時より三十分間、送電停止の手段を取つたが、其の後の中華街の協力ぶりけ關東配電に依つて記録されることになつて居り指示強從の意圖なき事が更に明らかになつた際、除々に本措置を強化し、遂には完全停電も止むを得ぬとされてゐる。  
 前華僑總會には事前に措置理由を通知し、其の協力方を従價して置いた。

第三 設 營

14  
 一 道路保全方に關する覺書  
 四月一日から十五日迄の半月間（營事務局等付）に第八軍司令部から左記日附の覺書AG六一一（レ）を以つて關内各地の道路保全方に關する指令が發せられた。營事務局ではその都府之等指令を中央連調總局建設院に連絡方を取計ふと共に關係地方連調事務局に覺書寫を送付し參考用に供してゐる。  
 尙之等指令によれば（一）當該地區連調官の文章による具體的工事命令が發出されないう限り日本軍府は工事を行はないこと及び（二）指令は日本政府が終戰處理費支拂によらずして自發的に指令記載道路の保全に當ることを妨げないことを條件としてゐる。

- 記
- (一) 三月三十日 英連軍軍占領地域（鞍山、吳、岩國地方）
  - (二) 四月 七日 北海道地方（札幌、登別方面）
  - (三) 同 日 宮城縣下（仙台、矢本、石巻、及矢本近傍）
  - (四) 同 日 仙台市内

0055

RA'-0115

0182

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0056

(六)(三)

同日 山形縣下(山形、神町、谷地、宮内町)  
 同日 栃木縣下(日光、足尾及鬼怒川等)  
 同日 群馬縣下(伊勢崎、碓氷方面)  
 同日 長野縣下(輕井澤、赤倉、河口方面)

二 進駐軍關係工事の技術的監督

横濱地區工作隊長ハント大佐は特調がP・D關係工事の企画、計設促進、積算等を擔當するに拘らず工事の技術的監督を行う職務がなすことに注目し、此の點に關する日本側主務官廳の機關を照會して來たので當方より建設院設法英譯を提呈し横濱地區に於ける進駐軍關係工事の技術的監督實施方に付き説明を加へて置いたが、同法の第九條に特別建設局の掌る事務として「二 國營の支辨に關する建物の營繕に關する事項」が含まれて居るので同大佐は此の點に疑義を持ち其意味の説明を更に要求して來たので建設院に照會した所、特別建設局は進駐軍設營關係の事務を主管するが外に政府が國費を支辨して建造、使用する聯合試驗場等の施設の營繕に關する事務を掌り、之等は進駐軍に依り接收せられた建築と何等關係がないとの

趣旨の回答があつたのでこの旨をハント大佐に説明して置いた。

第四 勞務

一 勞務加配米

神奈川県警務部勞務課から、現在勞務加配米は部隊からトラックを廻し一括受領して向が多いが、右は軍の作業を阻害するだけでなく民主的でないから、例へば主婦等が自由に配給を受けられる様是正したいとの申出があつた。  
 神奈川県では本年一月以降個人配給通帳を發行して居るが、指定配給所が少いのと、配給所が作業場を中心に指定された爲め勞務者の住所から遠隔なのと、配給所の開所時間が大抵作業時間と同一なので實際的には個々の配給受領には困難がある。

RA'-0115

0183

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一方縣内何處の配給所でも受領出来る様にする事は、配給米の機  
 作上困難があるとして、倉庫公園側に駐在所あり、又、務務者の住所を  
 中心に配給所を指定すること、は、務務者の住所を的確に掴み得ない  
 爲め實行不可能であるので、差當り配給日には必ず土、水等の半休  
 日を含ませ、又配給時間を延長（六時頃迄）して便宜を計つて居  
 るが、今後は配給所敷を更に増加して事務の改善を計る豫定で居る  
 （四月中に一ヶ所増設の旨）

17 三 縣地勞務労働委員  
 縣地勞務労働委員は結局中立側が一名を總同盟に譲り中立二、産別  
 二、總同盟一となつた。尚使用者側及中立側委員は未決定である。  
 二 神奈川縣下三月中に於ける労働争議  
 前月以前より繼續のものを含み三十六件にして（殆ど中立系）、そ  
 の内解決を見かけたのは日本運運（株）横浜支店、關東配電（株）神奈  
 川支店及び東京鐵工所川崎工場（三件）である。  
 尚客年十一月以來紛議中の日平産業（株）は九日従業員組合大會に  
 てフラクション活動排撃と共産黨員の退散を決議し産別より脱退し  
 た。この他にも最近産別より脱退し中立となる組合が増加して來た  
 事は注目される。

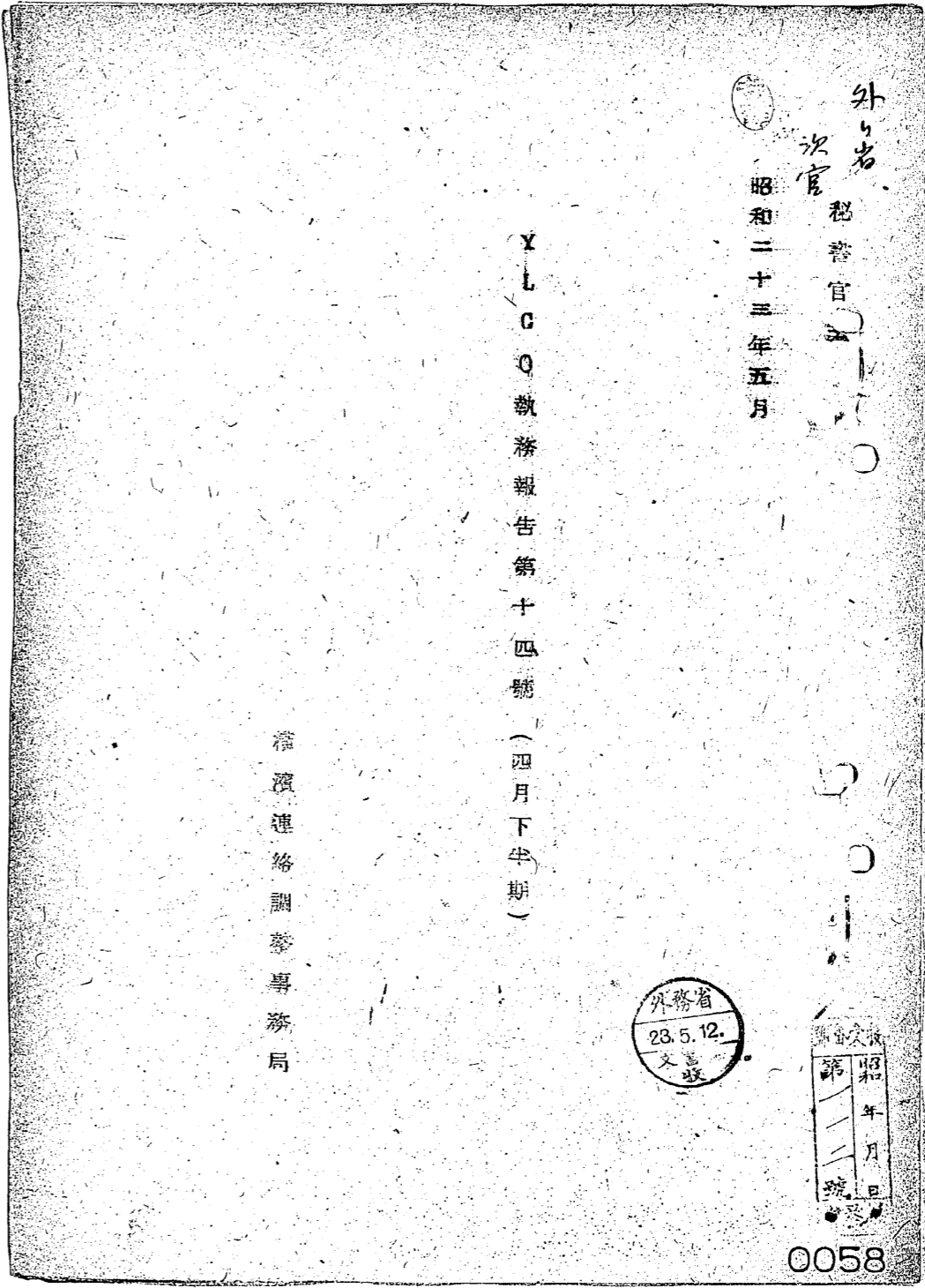
第五 文化及雜報

18 一 第八軍參謀長其の他を觀櫻乘馬に招待  
 四月十一日宮内府の好意に依り千葉縣三埴塚の御料牧場に觀櫻乘馬  
 の催を行ひ鈴木局長は第八軍參謀長レスタ、少將、新任横濱コンマ  
 ンド司令官ホルン、少將、第三部長シエ、少將、三政部司令官ビ  
 ズレ、進將其他幹部將校七名及夫々の家族等計三十名を招待し一日  
 の清遊を試みた。

二 第八軍幹部將校正式訪問者  
 (1) 四月一日船田賠償局長官は就任挨拶の爲第八軍司令官を鈴木局長  
 と共に往訪、同々々政務主任ワツン大佐をも往訪した。  
 (2) 四月五日曾瀧連調長官、山田次長及木村第一部長は鈴木局長同道  
 第八軍司令官、參謀長及軍政部長を往訪新任の挨拶をした。  
 (3) 四月八日大阪、京都、兵庫、愛知、神奈川五縣の知事及府縣會議  
 長は横濱で會議の機会に鈴木局長の紹介で第八軍參謀長に面會、  
 更に本牧進駐軍家族住宅地帯の食料品店を參觀し、第八軍の食料  
 品店計劃主任アンタ、大尉より茶菓の饗應に接した。

(丁)





RA'-0115

0185

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0059

目次

第一 政 務

- 一 芦田總理第八軍司令官を往訪
- 二 朝鮮人學校紛争問題
- 三 連調局長會議開催
- 四 公務執行妨害罪及び騒擾罪處罰振に關する神奈川軍政部覺書
- 五 朝鮮人の納税義務
- 六 司法上の特權廢止
- 七 花柳病取締手入れの情報を警察官が業者に内通した事件
- 八 徴發成績に對する神奈川軍政部司令官表彰狀
- 九 戰犯裁判進捗狀況

第二 經 濟

- 一 重要物資在庫報告に關する第八軍施行命令
- 二 横濱中華街に對する送電中止問題の經過

- 三 統制團體のリスト提出
- 四 廢油取扱

第三 設 營、勞 務

- 一 京濱港艦制に關する研究會
- 二 海外勞務管理事務所の設置
- 三 勞務管理事務の移管

RA'-0115

0186

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 芦田總理第八軍司令官を往訪

五月一日午後芦田總理は第八軍司令官を往訪朝鮮人學校閉鎖問題に關連して起つた神戸、大阪の騒擾事件の際司令官自身出張事柄を拾收されたに對し謝意を述べた。

二 朝鮮人學校紛争問題

四月二十四日鈴木局長は河津次長同道第八軍軍政部司令官ビトズレイ准將を訪問し中央の訓令により朝鮮人學校紛争に關し地方軍政部の積極的交換方を申入られたところ、本件は過激のストライキの場合と同様日本側に於て解決すべきものであるが各地に於ける事態の悪化にかんがみ、二十六日G.H.Q.にて協議の上對策を決定すべき旨述べた。

三 連調局長會議開催

2

全連調局長會議は廿七、八日の兩日開催されたが第二日目は續行に於て軍事警察主催の下に主として第八軍との會議を行つた。即ち當日出席者一行は司令官ビトズレイ參謀長を往訪表敬したのが偏々阪神地方より歸任早々のアイゲルバインガー中將も特に一同を引見して挨拶を述べた。

四 公務執行妨害罪及公務執行妨害罪に關する神奈川軍政部覺書

神奈川軍政部は四月二十三日附總覺書にて、最近公務員に對する脅迫行為が頻發するに對し、公務執行妨害罪及公務執行妨害罪に關する刑法第九五條及第一〇六條を一般大衆に周知徹底方を指令し、更に地方自治法第一四條により地方議會は秩序を亂る行為又は集會或はこれに關連する條例に違反することを指摘すると共に警察官等執行職務中の暴行等發生の事前防止及事後鎮壓に關し職務警察署間の連絡を緊密迅速ならしめる方途を至急確立するよう勸告して來た。右に關連し翌二十四日附覺書に於ては縣下警察市長及び長野町長の不法行為に基く警察官等執行職務に關し、その事

0060

RA'-0115

0187

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0061

實調査、辭職を強要した糾弾者に對して左された感分等を取調べる様  
横濱地區檢察廳宛指令してきた。  
本件は最近の朝鮮人騒擾問題、メーデー等に對する軍政部側の布石と  
見られる。

五 朝鮮人の納稅義務

神奈川軍政部は當事務局經由朝鮮人聯盟神奈川縣本部會長宛ての通  
牒を發出し、同聯盟が在留朝鮮人に選舉權が與へられて居ないことを以  
由として納稅反對運動を行つて居ることであるが、在留朝鮮人の納  
稅義務は既に總司令部及第八軍に依つて明かにせられてゐるところで  
あつて、日本在留の特典は當然に日本國法に從ひ日本政府を支援すべ  
き義務を伴ふものである旨を警告した。

六 司法上の特權廢止

神奈川軍政部より四月十九日附覺書をもつて、一、官吏に對する司法  
上の特權は廢止されたから、今後これら高官といへども司法權の發動  
は最高檢察廳に稟申することなく實施すべき旨指令があつた。當事務

4

局では同軍政部法務課長に對し、右の趣旨（身分により司法權の發動手  
續に區別をつける内規は廢止し、但し内規等事件の性質によつては中  
央に處置を稟申すること從來通り）は既に中央より地方檢察廳に對し  
訓令済みなる旨報告し、本件覺書の發出に當り特定ゆがイスを念頭に  
置けるやを確めたところ本件は唯右中央よりの訓令の趣旨が下級檢察  
廳迄徹底しおるや否やを確めるを目的としたるに過ぎずとの回答を得  
た。尚本件については第八軍々軍法務課長も横濱地方には該當のケ  
イスなく福井縣選出の某國會議員の供米妨害運動のみ第八軍軍政部の  
注意を惹き居る旨内話した。

七 花柳病取締手入れの情報を警察官が業者に内通した事件

神奈川軍政部は市内警察署の一警官が花柳病取締り手入れの予定を  
前以て娼家業者等に内通し右取締者は更に之を他の同業者に洩らした  
事實があるが同人は後ねて同署及國家警察本部の誰れとも連絡を  
有するとして何れも其氏名を指摘した上至急關係者を取調べの上適當處  
分の上報告を提出する旨横濱市長宛覺書を以て要求して來た。

八 徵稅成續に對する神奈川軍政部司令官表彰狀

神奈川軍政部司令官は四月二十三日附下神奈川、大磯、磯子、小田原

RA'-0115

0188

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0062

川崎、各税務署長に又五月一日藤澤、横須賀、鶴見、厚木各分署長に對し徵稅割當突破の成果を賞讃する表彰状を與へた。  
尙同軍政司令官は三十日横濱市衛生部長に對し公衆保健衛生に對する顯著なる成績を賞讃し關係者の表彰方を當事務局經由希望して來た。

九 戰犯裁判進捗状況  
四月中の戰犯裁判の判決状況は件數十、二十七名であつて内終身刑二名、無罪四名他は有期刑(最長二十五年、最短八ヶ月)であつた。

第二 經 濟

一 重要物資在庫報告に關する第八軍施行命令

四月下旬第八軍々政部より「重要物資在庫報告」に關する第八軍司令  
部施行命令第二七號添附用として「重要物資在庫報告書」(用紙二〇〇  
部提出の要求があつたので偶々神奈川縣經濟部にあつた余部の中より  
先方要求部數を提出すると共に右施行命令公布につき原文添附を中央  
連調事務局へ報告して置いた。

尙管下八縣のうち六縣は期日迄に調査報告を各軍政部宛提出済みであ  
り、茨城、千葉の二縣は一應期日迄に提出した處、軍政部より表の住  
所、氏名、職業等を英譯すべき旨命ぜられ目下訂正中である。

二 横濱中華街に對する送電中止問題の経過  
既報中華街電力消費規正問題は第一回停電措置の結果を俟つて更に強  
力に推進される予定であつたが、極めて些少とは云へ自肅の模範も尙  
ほれ、剩へ今回の措置は當初より協力に答かでない良心的商家にも一  
律に及ぶ等の技術的難點もあつて、結局第一回措置限り中止される  
こととなつた。

RA'-0115



0063

三 統制団体のリスト提出

總司令部指令による統制団体のリスト提出は四月二十日より五月十日の間に五回に分けて地方軍政部に提出することになつたが、神奈川縣は四月二十日及三十日夫々定められた期日に提出を終へた。

四 崎日本油化の廢油引取

三月十二日神奈川軍政部より日本油化株式會社に於ける廢油八〇〇キロリットルを速やかに石油配給公團に引取らせて正規のルートにのせよといふ指令を受けた。ところがこの廢油の出所及性質が判然しなかつたので縣引續物資課も特殊物件として處理することをちゆうちよしてゐた。そのため本件の處理は延引に延引を重ねたが、軍政部からの督促により當事務局は引續物資課と協議し、軍政部の了解の下に同品を特殊物件として處理することに決定し、この旨公團に通報した。

第三 設營、勞務

8 一 京濱港運制に關する研究會

京濱港運營の對日移轉に關する第八軍草案の第一の眼目である日本側の暫定的受入体制については此の程運輸監督下の港灣連絡調整部の設置により一纏の形式は整つたので、今回更に草案第二の眼目として報告されてゐるポルトオリソリテイ（港灣）制度に對する検討を準備することとなり、四月十六日當地關東海運局に於て運輸省第二港灣建設部、横濱市、税關、その他倉庫街役業者等約五十名出席の下に六制府に關する最初の公式研究會が開催され當事務局からも係官が出席した。今回の研究會に於てはルアーブル、ロンドン、ニューヨーク、サンフランシスコの歐米四港の港灣制度を比較した外は八軍草案の單なる紹介に止まつた。ただポルトオリソリテイは是非論に於て、地方分權の時流を採用して之を是とする市當局と、港灣の經營主体を他に委ねられることを危懼し本案に難色を見せる海運局側とに意見の對立を見たが、結局第八軍草案の線に沿ふ大勢に支配された。この種の研究會は今後も開かれる予定で、次回は運輸本省案現地海運

RA'-0115

0190

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0064

局長につき研究し民需業者も意見を開陳すること、なつた。  
ちなみに第八軍草案に示されてゐる海軍制度とは船舶の出入より倉庫  
業務にわたる海軍業務を掌り、運輸、雇工、大蔵の各省、東京、神奈  
川、千葉各縣及市當局より任命された九名の委員により運営され、占  
領期間中の解決事項及方法は第八軍任命の米側委員の承認を要するこ  
と、なつてゐる。

二 渉外勞務管理事務所の設置

事務所の建物入手難で難航を續けて來た横濱渉外勞務管理事務所は差  
當りスエロング兄弟會の建物（聯合船保全建物）の使用に付了解が  
成立したので四月分の給料支拂を手初めに愈々業務を開始すること  
なつた。  
尙前記建物は近く返還を要するので市内關西ビルの接收解除を目下神  
奈川軍政部で手續中であり六、七月頃には同建物に移轉し得る見込で  
居る。

三 勞務管理事務の移管

勞務管理事務の全面的移管に關聯し神奈川軍政部勞務部は四月十九

日隊下の各部隊勞務士官及邦人マネージャーを軍政部に招集し前項の  
勞務管理事務所の設置を正式に通達すると共に從來軍側で執筆して來  
た一切の勞務管理事務を擧げて同事務所に移管すべしと示達し部隊側  
としては今後は勞務者の勤務状態、退職其の他に付隊側の支拂の基礎  
となるべき書類を作成するに止むべきであるとした。

尙從來部隊側で作成した「ペイロール」は廢止せられ今後は勞務者の  
氏名、職種、パス番號、就勞時間（日別）、有給休暇、特殊作業時間  
を記入した「タイム、シート」を軍政部を通じて隊側に送附し給料の記  
入、計算一切は勞務管理事務所に於て行ひ右に依り同事務所は各個人  
に對し直接給料其の他の支拂を爲すこと、なつた。  
前記「タイムシート」は差當り神奈川縣に於てのみ使用するが、其の  
結果を見て全團各縣に一斉使用せしむる豫定である。

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

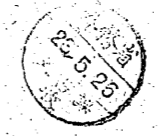
0191

外務省  
加官殿

昭和二十三年五月

Y.L.O. 執務報告第十五號 (五月上旬期)

横濱連絡調整事務局



昭和二十三年五月

0065

RA'-0115

0192

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

第一 政務

- 一 フランス領事館の製靴工場撤去要求
- 二 厚生省に合併された復員廳と第八軍との連絡
- 三 縣涉外警備課主任に對する軍政部の處分指令
- 四 G. H. Q. 法務部部長の來濟
- 五 戦犯裁判進捗状況
- 六 (1) 能崎ケニス
- 七 (2) 四月中の辯護士及證人に對する給與
- 八 北海道知事第八軍司令官訪問
- 九 兵庫縣知事及田中連調局長の第八軍司令官訪問
- 十 ハコネスコ協力會

第二 經濟

- 一 東京地方賠償協議會一部幹事會開催

- 二 舊陸海軍住宅を連合國人所有家屋居住者の立退先に利用
- 三 廣島縣三原市水道工事用セメント特配方申請
- 四 准駐軍關係の洗濯料金

第三 設營、勞務

- 一 外國商社施設施設委員會設置
- 二 東齋ストライキ問題
- 三 縣地勞委員會の任命
- 四 横須賀進駐軍要員組合の産別脱退機運

0066-1



二 フランス領事館の製靴工場撤去要求  
 横濱山手のフランス領事館の職家（もと織工所）を、縣及市の指定靴工場小島某が最近買取り移転して操業を開始した。ところが同領事館より臭氣、騒音の被害甚だしいから撤去するよう日本政府にアドヴァイズして欲しいとの要求がフランス代表部を通じてG.H.Q.に申込まれたため、G.H.Q.ダイプロマテイツクセクションより政府宛その旨の覚書が発せられた。  
 よつて當事務局は労働基準局横濱監督署に通知し調査を依頼したところ、同工場の移転については同署の未許可のものと判明したので、領事館の被害程度調査の上監督署は撤去を命ずる模様である。  
 三 厚生省に合併された復員廳と第八軍との連絡  
 復員廳事務を引揚援護局に合併した後の機構を如何にするか付ては客年末からG.H.Q.との間に交渉が進められこれと同時に厚生省乃至舊復員廳側はG.H.Q.側の指示に基き第八軍々政部とも接衝し來り右接衝には當事務局が介在し來つたが五月十日舊第一復員廳からG.H.Q.より

の四月二十日附來信 Statement for the Japanese Government 及右の結果中央連調からG.H.Q.に出した五月四日附 CLCO No.1577 (2P) A new Plan for reorganization of Demobilization Machinery の寫を第八軍々政部へ提示方依頼があつたので同日措置してゐた。  
 尙舊第一復員廳側は其の業務月報を當事務局經由参考の爲第八軍々政部に送付してゐる。

三 縣外警備課主任に對する軍政部の處分指令  
 神奈川軍政部は五月三日附覺書をもつて、縣外警備課主任清水某が「警察官訓練所」の入所式にあたり所員に對し皇居遷拜を強制し且つ同訓練所内の人事が公職追放令に違反して行かれてゐる疑ある旨を指摘し、右は占領政策に反するとして處分方を指令してきた。  
 之に對し内山知事は  
 (1) 皇居遷拜はその後禁止せしめたること  
 (2) 和田元少將は守衛として雇傭したもので公職には該當しないが右訓練所より離任せしめる。  
 (3) 右訓練所は教育機關とは認め難いから、公職追放令に該當する機關本

0068-1

りや否やは研究する。  
(4) 特外警備課長は譴責、庶務主任清水某其他は嚴重譴諭處分に付した  
旨最終處分に關し報告書を提出した。

G H Q 法務部部長の來瀕  
G H Q 法務部ウエバI中尉は五月十三、十五の兩日當事務局長に出張し  
て神奈川縣下の戦犯證人の訊問に關し當事務局長と打合を遂げた。

五 戦犯裁判進捗状況

(1) 能崎ケース  
五月上旬期中戦犯裁判は四件十八名の裁判が終了したが右の中千葉  
縣佐原町附近にて米飛行士を私刑にした事件に關し第一五二師團長  
能崎清次中將以下二女性を含む十五名の裁判は一ヶ月に互り審議  
され一般の注目を惹いた。判決の結果は一般に予想外に輕しと看做  
され參謀長下田千代士大佐が重労働四十年となつた外他の七名は五年  
乃至一年の輕い判決であり能崎中將以下二女性を含む七名は無罪で  
あつた。  
(2) 四月中戦犯裁判の邦人辯護士及證人に支拂ひたる金額左の通り

辯護士	七十六名	八四九、〇〇〇圓
證人	五百六十五名	一、〇〇一、六九六圓
計		一、八五〇、六九六圓

六 北海道知事第八軍司令官訪問

五月六日田中北海道知事は鈴木局長同道第八軍司令官及第八軍々政部  
司令官ビIズレI準將を往訪最近北海道石炭生産減退の事情に付説明  
した。

七 兵庫縣知事及田中神戸連調局長の第八軍司令官訪問

五月十三日兵庫縣知事田中神戸連調事務局長は鈴木局長と共に司令部  
にアイケルバIガI中將及軍政部長ビIズレI準將を往訪先般の朝鮮  
人問題に關する第八軍司令官の神戸訪問に對し謝意を表した。

八 エネスコ協力會

岩瀨のエネスコ協力會は五月八日當地紀念會館で首相代理伊藤外務政務  
次官、森戸文相、G H Q 代表等臨席の下に發會式を擧げなが、同協力會  
には鈴木局長が顧問に河崎次長が理事に夫々任命された。

RA'-0115

0195

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 東京地方賠償協議會一部幹事會開催  
 五月四日當事務局に各關係官廳係官參集し、東京地方賠償協議會一部幹事會を開催した。

議題としては(イ)採算押収機械集結に關する事項(ロ)梱包業者追加選定の件及び(ハ)軍工廠の評價に關し、東京商工局及都縣の協力方の三件について審議する予定であつたが、(イ)に關しては中央に於て關係機關協議の結果本件は外務省に於て處理し従つて賠償協議會の協議事項としな

いことに決定した旨賠償協より通報があり(ロ)については提案者の東京財務局側の手運に於て議事に上提し俾なかつた爲(ハ)の軍工廠の評價作業に關して關係各官廳の報告及び打合せを行つた。

尙右の外東京鐵道局より、重量賠償機械搬出のため釜利谷工廠より長浦港に至る道路の橋梁<sup>補強</sup>工事を行ふ件に關する報告及び(イ)、(ロ)機械撤去作業に關しその輸送進捗状況の報告が行はれた。

二 陸海軍住宅を連合國人所有家屋居住者の立退先に利用  
 神奈川直政部より五月十一日附を以て

6

(一) 連合國人所有家屋よりの外國人立退きに關する現行規定によれば日本政府は現在の居住者に對し其の立退前に適當な住居を斡旋する機

指令されて居るが日本政府は現在迄前記居住者の立退先となる家屋

につき同軍政部に對し一件も申請して居ない。

(二) 然し現在同軍政部の管理下に在る軍工廠に附屬する住宅には同軍政

部の承認なくして居住して居るものが多量居るが、斯る住宅を前記

立退先となる家屋に利用する爲、其の居住者が何故立退を命ぜられ

ないかの理由を同軍政部へ回答方指令して來たので、直ちに關係官

廳へ移牒した。

三 三 濱島縣三原市水溝工專用セメント特配方申請  
 三 濱島縣三原市では昭和十六年起工し、戰時中一時中止、終戦後再び徐々

々に工事を繼續して來た同市水道工事を米軍より三〇キロトンのセメ

ントの特配を受けて、至急完結せんとし、同市水道課長が五月十二日

當事務局を來訪米領への連絡方依頼があつたので、係官は同水道課長

と共に先づ第八軍々政部經濟部に赴き陳情の趣旨を説明した。直ちに

GHQ係官との面談方打合せを完了。依て翌十三日GHQ經濟科學

部の土木工專調轄官であるハウス(Houts)氏を訪ねた處、同官は我

0070

方係官等の説明を聴いた後、早速三原市長の英文申請書に、安本及窪設院の責任官の署名を添へて至急提出すれば成るべく早目に前記所要量のセメントが得られる様取計ふ旨の好意的回答に接し、三原市水道課長は直ちに中央通調事務局に於て作成して呉れた英文申請書を携へ一旦三原市へ歸り、市長の署名を得て再上京することとなつた。

#### 四 進駐軍關係の洗濯料金

從來進駐軍關係の洗濯料金は終遠中央事務局の定めたる標準額によつてゐるが、その後業者に對する資材供給の打切り、物價高、諸經費の騰貴による情勢の變化のため本年二月東京地方物價事務局は管内各縣の統制額を指定し、縣はその範圍内で軍政部の了解を得て料金を決定するより指示して來た。よつて當事務局は縣の希望する統制額を示して神奈川軍政部係官の意見を求めたところ、技術的な問題でもあり、また一般の洗濯料金とはほぼ同率でもあるから之に反對はなす旨の回答を得た。

### 第三 設置、勞務

#### 一 横濱外國商社施設斡旋委員會設置

日本に於て業務の執行を許可せられた外國商社又は特殊團體の代表者に對し、事務所、宿舍の取得、修築、維持等斡旋方はS.O.A.P.法第一八三九號を以て指令を受けてゐる次第であるが横濱は戦前外國商社の事務所も多數あつた關係上先般來貿易海運業者代表で事務所の設備住宅の物色を當事務局に委嘱して來る向もあり當事務局としては米第八軍當局の希望にも應じ前記指令の受付に先だち實際上此の種の事務を處理して來た次第である。

従つて前記指令により要求せられてゐる本件事務を擔當する機關は當事務局が主動的地位に立つて運営することを適當と認め貿易廳當局とも協議の上關係各官廳主管職員を以て成る委員會を設置して事務の處理に當ることとした。

本委員會は横濱外國商社施設斡旋委員會と稱し事務所を當事務局に置き五月十七日の協議會に於て其規約を定めたるが委員會は當事務局長(委員長)貿易廳關東地方貿易事務局次長、神奈川縣經濟部長、横濱市

RA'-0115

0197

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

經濟部長、建設院神奈川建築出張所長を以て成り幹事には右各官廳の事務當局を委囑した。  
本委員會設置の次第は第八軍司令部及神奈川軍政部に通知したが係官は日本側と緊密な連絡を保つて活潑に仕事を處理したい考へを開陳した。

### 二 東寶ストライキ問題

五月十日東寶撮影所長北岡氏から先般の會社の人員整理に關聯するストライキ問題に付て會社側の立場を第八軍に説明方を希望越したので當事務局から第八軍軍政部事務部長に連絡した。事務部長は本件ストライキに付て第八軍軍政部は甚大な關心を有す。特に組合側の撮影所の不法占據に付ては第八軍として會社側に同情を寄せざるを得ずと述べた上、これ迄東京軍政部でとつてゐた本件調停の斡旋を横濱に移して十二、十三の兩日第八軍事務部、東京軍政部並に當事務局代表立會の下に勞資双方代表の會議を開催した。右會議の結果東京軍政部事務士官仲介の下に新に労働協約を締結する事を命せられて一應會談を終結した。

### 三 縣地勞委員會の任命

10 縣地勞委員會委員は五月十日同日に逆り正式に發令され直に互選の結果同長に第三者代表金井博俊が再選された。

### 四 横須賀進駐軍要員組合の産別脱退機運

縣下勞組の産別脱退に付ては既報の通りであるが縣下産別會社の牙城である横須賀進駐軍要員組合は五月九日の定期大會で従來の幹部を一

0071

外  
務  
省

昭和二十三年六月

Y L G O 執務報告第十六號 (五月下半期)

横濱連絡調整事務所

昭和二十三年六月

昭和二十三年五月  
第四五號

0072

RA'-0115

0199

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0073-1

目次

- 一 曹田首相の退任
- 二 第八師團司令部第十一混成旅團及第九師團混成旅團
- 三 地方軍政事務官司令部
- 四 朝鮮國軍政務及陸軍との連絡
- 五 朝鮮東部戦線との連絡
- 六 米軍の臨時司令部
- 七 第八師團司令部正式訪問
- 八 神岡山下の聯合軍運搬物資及發見物としてのコピー機下事件
- 九 遊撃船第三大隊救助
- 十 陸軍軍需本部訓令施行に關する地方ノオミ下會社の申出
- 十一 朝鮮人學校問題
- 十二 土地方防衛に關する月報提出

- 十三 朝鮮軍人に對する月報提出
- 十四 米兵死体遺金關係者考人の旅費支拂
- 十五 戦犯の移送状況
- 十六 横濱戦犯裁判の経過、日費及宿泊料

第二編

- 一 賠償撤去作業の一環として特別運搬隊の編成
- 二 賠償品の運搬業務の開始と輸入品の検査
- 三 東京府警察本部地方防衛の業務
- 四 警察刀剣運搬の方法
- 五 警察隊の編成と訓練
- 六 警察隊の不正行為の調査

RA'-0115

0200

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、菅野首相の参府

菅野首相は五月二十一日、東京御用邸へ可成の欠手を以て、菅野首相を参府し、第一回を引見して、一編の訓示を行ひ、清國事務が日本軍の上にある命の重大なる所以を説示した。

二、第八軍司令官の参府

アイゲルバインカー司令官は五月十八日飛行機にて札幌に赴き、第一空軍師団を西に置き、第九軍師団を視察し、二十一日、札幌に駐した。第八軍師団師長ジョン・スミス少佐が随行した。

三、地方軍政部司令官會議

五月十八、十九、二十日の三日、第八軍各政務部にて、地方軍政部司令官の會議が催され、各府縣へ通達官派遣の關係も整理された。由であるが、會議の爲は、スミス少佐と鈴木局長との水曜日定例會見は同週丈け中止された。

四、東軍政務部との連絡

東軍政務部の第八軍各政務部下通入に伴ひ、四月十日以降、連絡が當軍に付て、連絡した。

五、東軍政務部との連絡

十八日、河野次長は板橋の東軍政務部を参府、問答部將校と管内事情一覽に付て、連絡した。

六、米軍の執務時間變更

第八軍は五月二十日、以降一週間の執務時間を四十四時前とし、午前八時より午後五時迄（昼休み一時間、土曜日は正午迄）執務する事となつた。仍て、警務部も右に依つて執務時間を變更した。尚右執務時間の四十四時間制は、軍政部のみならず、第八軍の各部隊に一律に適用されるものである。

七、第八軍司令官正式訪問

(イ) 五月二十八日、鈴木局長の紹介にて、警務部長井坂大氏及日本銀行總裁一草田尚倫氏司令官を往訪前者は警務部長、井坂大氏、明徳人間院等に付き、後者は一草田尚倫氏、財政局、警務部及警務部等に付き話をした。

(ロ) 警務部長井坂大氏は五月二十七日、鈴木局長同津田司令官を訪問し、同



0075

養護の機会開陳付託した。同養護の旨を被養者に通知せしめ、東京方面で接収されてある舊陸海軍用建物の解除されるものある場合、優先的に養護に使用させて貰ひ申す旨を希望した。

八群馬隊下の集合軍返還物資及発見物資としてのコピー下事件、本事件に付ては北野馬隊知事より五月十三日同隊軍政部司令官に詳細の報告を提出したが、五月二十八日同隊佐藤隊長來濱詳細の事情説明あり、當事務局より即日報告の寫を第八軍々隊部に提出して置いた。

九 運船船三太洋丸救助

福谷川三崎町鈴木徳次郎所有漁船第三太洋丸（六三噸、乗組員十九名）は延繩漁業のため四月三日三崎を出港したが、四月三十日以後連絡をたらし難化したものと推定されたので、船主及福谷川縣延繩漁業者組合より米軍による救助を求めて來たり、依つて當事務局より米軍に送附 W V V に依頼し、當該運船を見つけた船は報告すべき旨十八日十二時より十九日九時を放逐を行った。

4

其の傍、出漁中の第六正丸及び高知丸は二十五日第三太洋丸の遭難を察見したが、依れば同船はエンジン故障のため遭難し米、水缺乏し居り、二十四日現在笠懸東一三六、一三八噸、北邊三一噸であり救助を要するとのことであつた。救助船は何れも風船で速遅遅く発見の見込がなかつたため、米軍飛行機にて捜索するやうな試みあり、五月二十九日船主及組合より申出があつたので、南に第八軍々隊に連絡をとり依頼し、同日同隊は空軍に連絡し、二十九日及三十一日飛行機にて捜索の結果、同運船を見出し、東一三六、三八噸、北邊三一噸の食糧を投下し、更に六月三日飛行機にて救助機三機、同運船及び救助船に米軍の運送機一機も現場に赴き協力した。

十 運船船三太洋丸救助

福谷川三崎町鈴木徳次郎所有漁船第三太洋丸（六三噸、乗組員十九名）は延繩漁業のため四月三日三崎を出港したが、四月三十日以後連絡をたらし難化したものと推定されたので、船主及福谷川縣延繩漁業者組合より米軍による救助を求めて來たり、依つて當事務局より米軍に送附 W V V に依頼し、當該運船を見つけた船は報告すべき旨十八日十二時より十九日九時を放逐を行った。

申出がより本件は S O A P の關係高官と協議の結果、何れも右側運船（だハンドル）には何等の難状もなかつた日本側からイニシヤテイヴをとらぬ事を希望する旨述べられた。左ハンドルには置にフオード会社のみならず、其他の米商自衛軍會社も主張してゐる。左ハンドルには置にフオード会社のみならず、其他の米商自衛軍會社も主張してゐる。

RA'-0115

0202

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0076

(一)は 東京諸國の殆んどすべてが左ハンドルを採用してある今日、將來日本が之らの諸國に自動車輸出する場合にも好都合であるかと。

(二)現在適合車が日本で使用してある自動車及び現に輸入されつゝある多量自動車は日本に残置される場合之らはすべて左ハンドルであること。

(三)日本が米より輸入を希望してある自動車も若し右ハンドルとすればストロークを長く又一台當り三十乃至五十車價になること。

(四)左ハンドルの世界的太勢、經濟的利益、日米關係緊密化の諸點より見て有利であること。

等が挙げられ、右は大局より見て理由がある事には疑はれなからぬので五月十二日中央に對し關係向の意向を確められたる旨を申請しておいた處、之に對し運輸長官より運輸次官に話したるが同次官よりは左の趣旨で結論として之が實現に困難ある旨を述べた。

本問題に付ては一昨年G.H.Q.から話があつたが(當時は汽車の運行は現状の勢とする案)運輸省で研究した結果は二億余の費用と多大

の資料を必要とするので本計劃中止を希望しG.H.Q.も其議と成つた経過があり現在之を實現するとすれば資料は別とするも一昨年當時の十一倍以上額を二、三十億はかかるべし。日本側で輸入を希望して居る自動車は新車より寧ろ中古車である。

仍てフォワード支配人に對しては五月十九日一編右の旨内報しておいた。

十一朝鮮人學校問題

朝鮮甲隊下の朝鮮人學校を地方(執務報告第十三期既報)に付ては其朝鮮人團體からの報告が續まつたので之を軍務部に通報した。其の報告は左記の通りで教師の資格性に付ては目下該管局で審査中である。當該管局内語等に於ては幸に今日まで閉鎖問題其他等に不安の事象を見ることなく中央に於ける決定の申立と相俟つて平穩に進行を見込める。尙該管局に於ては漢城を中心として約七千人の韓人が在留するが彼等の經營に係る學校は一校もなくして日本の諸國に在留してゐるのと同様に於ては本問題に關聯する紛争は全然なかつた。

朝鮮人團體	初等	二一校	教員數	七〇
朝鮮人居留民	初等	一校		三
朝鮮籍青少年促進同盟	初等	一校		七
新制中學校、留學				三

RA'-0115

0203

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0077-1

十二 地方政治

十二 地方政治 四月二十日提出  
 神奈川縣 五月二十日提出  
 縣内に於て四月二十日以前に行はるべき選挙放免に於ける各政黨の  
 議決と其の政治的状況に關する其の他何れも行はれぬを政治的育  
 を目的とする議會合等に関する情勢を度まとい四月二日迄に定期報告  
 方を要して居た。  
 尚之と同様に川崎、鎌倉、藤沢、小田原及平塚各市長に對しても市政  
 状況、市長及び市會の活動状況に關する月報を毎月當事終了後提出方  
 要求すると共に之等各市の公安委員會に對しては毎月の拘留者數、花  
 柳病罹病女性及收容者數、押收武器等、各市長の不法事件と日本  
 人の進駐軍に對する不法事件、外國人の犯罪、在留外國人の犯罪に  
 關する月報を提出する様指令した。(尚藤澤市に對しては既に従前  
 からその二報告を動行せしめて居た)

十三 復員軍人

十三 復員軍人に關する月報提出  
 神奈川軍部は五月二十五日附邊報を以て今後神奈川縣地方世話を  
 して毎月縣内に歸還した復員軍人及未歸還者數、處理及未處理清等

十四 米兵死体捜査

十四 米兵死体捜査 關係參考人の撤去支障  
 戰爭中日本側に於て處理した聯合軍將兵の死体遺體に付ては舊年九月  
 米軍に於て係官を任命し日本側に於ても之に協力すべき旨の指令を發  
 して居たが、最近 Graves Registration Pitts から神奈川縣内に於ける

十五 戦犯裁判

十五 戦犯裁判 進捗状況  
 五月下半期中戦犯裁判は三件二十四名の裁判が終了した。その中米軍  
 飛行機搭乗員を不法逮捕した事件に關する元東海軍司令官中野中將  
 以下二十名の裁判は約二ヶ月半に亘り審議された結果附屬中將は終身  
 刑、大西一等海軍大佐は終身刑を言渡され他の部下は各三十年、最重  
 十年の重懲刑に處せられた。

RA'-0115

0204

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0078

十六 捕獲 犯罪 裁判の 費用、日 常 反 宿 泊 料  
 捕獲 犯罪 裁判の 被告人として 出頭 の 指 令 を 受 け ず 玉 駈 の 一 人 は 日 常  
 四十 兩 不 得 現 在 の 物 價 高 に 自 分 一 人 で さへ 暮 して 行 け ない から 出 頭 を  
 拒 否 する 旨 米 軍 職 犯 裁判 部 宛 葉 書 を 差 出 した の 取 組 を 認 め、今 後  
 第八 軍 法 務 部 より (一) 現 行 の 證 人 に 對 する 日 常 四十 兩 は 現 在 の 物 價 高 に  
 比 し 少 額 だ ら ざる こと。(二) 旅 行 日 費 十 四 日 を 附 与 する 場 合 在 宿 料 定 額  
 (二 百 兩) を 二 割 引 する こと は 不 合 理 だ ら ざる こと。(三) 近 距 離 より 出 頭  
 する 證 人 が 二 等 次 を 以 て 三 等 運 賃 の 支 給 を 受 けて る こと は 不 公  
 平 だ ら ざる こと の 三 點 照 會 し 適 宜 是 正 せ ら れ ざる 要 望 が あ っ た の で  
 右 (一) 及 (二) の 點 に 付 て は 其 の 旨 運 調 中 央 運 務 局 へ 申 入 り 早 速 是 正 方 を 依  
 頼 し (三) の 點 に 付 て は 東京 を 中 心 と する 管 線 電 車 運 賃 協 會 は 海 陸 運 賃 車 費 を  
 連 結 し て る 區 間 に 限 り 三 等 運 賃 を 支 給 する こと と し た。

一 賠償 撤 去 作 業 の 一 部 を 特 別 調 査 隊 へ 委 託 する 取 組  
 賠償 撤 去 作 業 の 一 部 を 特 別 調 査 隊 へ 委 託 する 取 組 について、現 地 調 査 機 關 の  
 意 見 を 伺 っ て 中 央 及 兵 庫 局 へ 申 入 り 五 月 二 十 五 日 當 事 者 同 じ  
 東京 鐵 道 部、關 東 海 運 局 運 送 部、東 京 財 政 局 海 陸 運 送 部、神 奈 川 縣、  
 特 別 調 査 隊 等 支 隊 の 各 機 關 より 夫 々 係 官 の 參 照 を 求 め 打 合 せ を 行 っ  
 た。各 機 關 の 意 見 と し て は、本 件 實 施 に 際 して は 大 体 左 の 諸 點 に 考 慮  
 あり たい と の こと だ ら っ た。  
 一 作 業 協 會 協 約 の 當 事 者 たる 特 調 と 現 場 に 於 ける 作 業 監 督 責 任 官 職 名  
 る 各 倉 庫 の 運 送 手 続 確 保 する ため 契約 締 結 の 初 期 (現 在 の 現 場 時 明  
 一) から 入 札 まで 終 始 監 督 責 任 官 職 の 係 官 が 立 ち 合 ぶ と 共 に 調 査 係  
 官 は 現 場 作 業 監 督 官 職 係 官 と 共 に 現 場 作 業 の 監 督 に 立 ち 合 ぶ こと。  
 又 支 隊 課 長 等 の 査 定 係 官 職 名 支 隊 の 迅 速 を 期 する ため、特 調 と 作  
 業 監 督 官 職 名 と が 協 同 し て 同 時 之 を 行 ぶ こと が 必 要 だ ら っ た。  
 二 各 官 職 の 協 力 を 要 求 する ため には 賠償 協 助 會 員 特 調 を 參 加 せ し め

RA'-0115

0205

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

かる上、從來通り之を括用することが必要である。

三 當地方に於ては連絡調整事務局、特別調整隊、財務局、鐵道局の管轄區域が夫々一致してゐないから此の點を調整する必要がある。

四 特調及作業監督官職の消滅で協力を緊密にするために係官を兼任にする事は、從來の経験に照らし望ましくない。

當該係官の立場が不明確になり事務處理に困難を生ずるからである。

二 靜岡縣の鐵道事務局管内編入に伴ふ東海北陸鐵道事務局との事務引継當事務局に於ては右靜岡縣に於ける管轄變更に伴ひ、五月下旬係官を東海北陸鐵道事務局に派遣して特に經濟關係につき事務引継を行つた。

其の際賠償事務については一

(一) 賠償工場評價及D.P.C關係事務はD.H.Q.係官の當管區域並に我方財務局及商工局の管轄區域に變更がないので一掃現狀の儘とする。

(二) 賠償協議會については今後靜岡縣を東京地方賠償協議會に編入し、新たに必要となる委員幹事の任命並同縣に對する財務局、商工局等の管轄と當事務局乃至東京地方賠償協議會の管轄が一致しないがために必要となる事務の調整については關係官廳間に打合せること

に決定した。

三 東京財務局管轄地方部の管轄

神奈川軍部より五月二十五日附電書を以て、東京財務局管轄管財支所が第八軍司令官の管轄下にある神奈川縣下の一部地域を所管するに至つたが、特に鐵道管轄基地隊司令官の管轄下にある地域以外

の神奈川縣は總て東京財務局管轄地方部長の管轄下にあるものであるから右地域に於ける前陸海軍財務及有財産に關する電書は該管轄地方部より當事務局を通じて司令部へ提出すべき旨申越した。

四 廢棄刀劍類處理方法

二月初旬に第八軍司令部より東京兵器廠(赤羽)に保管中の日本刀劍約四十萬本を同兵器廠内に於て六時及十二時に切ることとを條件に日本府宛に出されたので當局は商工省に右處理方を處中で待つが、刀劍切削に必要を同廠内に待込み専ら適當な切削機が無く又業者の選定等に妨がれ作業が紛糾し遅延したので期限を一ヶ月延長して待つて切削商工省を督促した結果、結局三菱製鐵が刀劍處理を擔當することになり、五月八日から作業を開始した。終了迄に約四十日を要する見込みである。

五 軍械庫の禁止に關する神奈川軍部電書

0079



外  
名

昭和二十三年六月

Y L C O 執務報告第十七號 (六月上旬)

植原謙三編纂事務局

0081

RA'-0115

0208

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0082

目次

第一 政務

- 一 連調を經由せざる申請に對し軍政部の注意
- 二 關東軍政部司令官の更迭
- 三 沿岸監視制度查報
- 四 啓發用映機フィルム入手に關する關東軍政部の申出
- 五 横濱市日吉地區の道路照明に關し要求
- 六 第八軍司令官正式往訪著

第二 經濟

- 一 廣島縣三原市水道工事用セメントの特配
- 二 久里濱漁港建設促進方の件
- 三 第八軍に對する漁具生産配給報告

第三 教育、勞務

- 一 廣島連理のP.Dの發出
- 二 外關職制建設促進關係
- 三 海外勞務管理事務所

RA'-0115

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan



一 運調を經由せざる申請を對し軍務部の注意

市内高島町所在内國貿易埠頭の大部分は客年三月發收解除せられ爾來  
横濱市當該に於て復舊工事旅行中であつたが、其一帶には米國赤十字  
社其他に於て引續き採收利用中の土地があるのて同市當該は之等の土  
地をも返還方を管理事務局を經由することなく米軍側へ申請した處神奈  
川軍政課は六月二日附で當事務局經由横濱市當該宛て左の如き注意を  
發した。

- (イ) 進駐軍諸部隊に對する日本領事館は總て横濱市當該經由當司令部に送  
達すべきこと。
- (ロ) 本件申請の土地は何れも同縣部隊に於て利用の爲解除し難い。
- (ハ) 既に解除せられた再發給地帯に對する横濱市の存與事業は充分と認  
め得る。

1 二 關東軍司令部の要請  
關東地區軍司令部會々マニケル大佐は六月十六日附を以て仙台軍政部

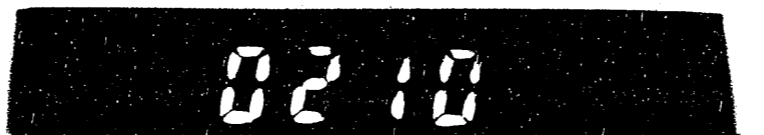
部長に轉任し終任には從來の司令官次郎ジトマナイ中佐が正式に任  
命されが更に近き新し司令官が發任する由である。

三 沿岸監視の調査  
六月三日附でG H Q 日本軍司令部から中央事務局宛沿岸監視程度に關し  
査報方の指令があつたが本件に關しては第八軍も關係がある趣を以て

本件調査要領等々を附かめる中中央事務局から連絡があつた。仍て第八  
軍に當つて見せ給ふ本件調査は當初G H Q のパレソト中佐から第八  
軍G H Q 照會があつたが第八軍の有する情報は通片的なもので寧ろ日  
本側は益利的の調査を依頼する事可然き旨G H Q 宛返答した趣旨があ  
る事が判明した。

尙第八軍G H Q は中央連絡からG H Q への調査報告の寫の入手を希望  
したので早速右寫を附けて附いた。

自啓發用映寫フィルム、入手に關する關東軍政課の申出  
六月十日關東軍政課より同縣警務局所在の警務局係官を通じて今般米  
穀より防疫、消防等各の警務宣傳用映寫フィルムが相當大量同窓砂紙  
に入手したから之が形勢を考慮中の極端な懸念があつた。従つて管内各縣  
で希望の向は各縣警務課フィルムに連絡の上利用せられたい。



0084

五 横濱市日吉地区の道路照明の關し要求  
横濱市日吉所在豊饒大學に本部を有する Keio School Command (通信、調  
理其他諸種の學校を經營す)司令官シヤンク大佐は其管轄地區内に於  
ける闇暈と露淫婦の活動を抑壓する爲日本側當局をも交へて協議を行  
つた結果、同地區一帯の道路照明を改善するのを最先の對策と認め神  
奈川軍政部を通じて善處方を要望して来たので之を横濱市長に移牒適  
當措置方を促した。

六 第八軍司令官正式往助者

(一) 六月十二日大阪府知事赤間文三氏鈴木局長と共に往訪情勢報告を兼  
ね挨拶した。  
(二) 新任武内京都運調局長及久保田北海道運調局長は六月三日鈴木局長  
同道第八軍々隊司令部官一ヒリスレ上津竹を往訪し新任の挨拶をし  
た。八軍司令官は公用旅行中にて不在。

第二 附 録

一 横濱縣三原市水道工事用セメントの特配

横濱縣三原市水道課長が同市水道工事用セメント特配申請方につき第八軍  
軍政部及司令部經濟課局長ハウス氏を往訪したことは第十四號所  
報の通りであるが、六月二日前記水道課長は再度上京し、ハウス氏へ  
提出すべき申請書に建設院係官の署名を求めると同院を訪ねた處、本  
件セメントはハウス氏より既に建設院に對し組當切符發給力の指示あ  
り右申請書は提出の要なき旨告げられたので、同水道課長は當事務局  
係官と共にハウス氏を往訪其の迅速な處理に對し謝意を表すると共に  
地圖を示して現場工事状況を説明し一方の質問に對し本年十二月迄に  
完成と承ふとして辭去、他方同工管よりは六月四日現物受取工場を日  
本水道工事促進に暮ることとなつた。右セメント割當切符を受領したので  
二 久里濱漁港建設促進の件  
時節網寮全面資材雨等種々のめい路を爲す初め計費に滞れ勝ちの久里  
濱漁港建設促進のため太田横濱市長の依頼に基き六月五日付で

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0211

副奈川... 並に、管内各関係官廳に其の旨達せしめられた。

(一)久留米漁港修築費... (二)重要資材特設セメント...

(三)防波堤修築費... (四)...

(五)...

五月二十八日八...

後、輸入原料入荷状況、...

ナ。逓産部の報告要求の意旨は生産計画が...

ける原料又は製品の... 現在業者の...

ある現状である... 之を報告は今...

0085

一 廢品處理 P D の發出

兵庫縣廳涉外局代表三冬十五日當事務局を來訪神戸海軍司令部から第八軍へ發出手續中の廢品堆置場をラ處理の P D (コンテナ、アイミング P D を含む) が一向に發出されないの促進交渉方針がみつた。仍て當局から第八軍司令部へ照會の結果神戸海軍司令部からの稟請は未處理の儘となつてゐる事を知り、早急な交渉から米海軍係官を督促の上 S P B 大阪支局から本件 P D が正式に發出される事に決定を見

二 外國商社協賛施設

(一) 横濱本牧の輸入所有で、聯合海運船中務主任宅一棟が今回英國船會社、パンタム、ワイ、イル、ド、ス、ワイ、エ、の獨資社員の宿舍として使用される事と、左の關係者から便宜供與方依頼がみつた。仍て當事務局より福奈川縣警備課と連絡の上右の促進方を取計

8

(二) 在横濱印度人貿易商ナライシタス、先般、福奈川の印度人パイヤ、中横濱の事務所を開設した。該社が、福奈川に、此の地として市内山下町の市有地の賃借方を決定して、本たので市役所へ照會の上目下交渉進行中である。

三 渉外事務の整理

五月下旬に足した福奈川縣涉外事務管理事務所は、六月上旬に從來の事務で行つて来た福奈川人探元、賃借交渉を引續き、事務整理を急務に行ふこととなつた。但し賃借の事務進行については、管轄所人員の不備及低能率の爲め、諸々の困難あり、故に五月分の賃料支拂が五月の下旬に迄行つた爲め、事務者及軍側から苦情が、福奈川縣警備課から給木局長に對しても注意の喚起があり、福奈川縣警備課から、警備として、事務の進行を促して居ると、福奈川縣警備課は漸次改善しつつある。

0086

RA'-0115

0213

外  
官  
殿

昭和二十三年七月

Y.L.O. 執務報告第十八號 (六月下半期)

横濱連絡調整事務局

外務省  
28.7.10  
大蔵省

0087

RA'-0115

0214

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0088-1

目次

第一 政務

- 一、福井地方震災に對しての措置
- ニスタンタード石油會社々宅返還
- 三、群馬縣コヒー事件
- 四、地方自治啓發講演會開催
- 五、立川出張所閉鎖
- 六、戰犯裁判進捗状況
- 七、黒人兵の軍法裁判關係證人旅費支辨
- 八、第八軍參謀長歸國
- 九、第八軍調達部長更迭
- 一〇、石川縣知事第八軍司令官會談

第二 經濟

- 一、東京地方賠償協議會の管轄區域變更

第三 設營

- ニ賠償撤去作業契約の特別調達處への移管
- 三、積込作業中の事故による賠償機械の破損
- 四、横濱輸入食糧輸送増強對策
- 五、地區農地委員の不正行為に關する調査報告
- 六、日本貿易博覽會開催準備
- 七、第八軍を政部經濟課への職員臨時派遣

第四 雜報

- 一、設營に關する事務の現状
- ニ、調達受領書及びMOP第六九號提出の件
- 三、特調出張所設置に關する件
- 六、第八軍司令官正式任訪者

RA'-0115

0215

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一 福井地方震災に對しての措置

六月二十八日夕刻福井、石川縣方面に起つた強震に付ては同夜日本側の特別放送があるや直ちに鈴木局長より第八軍々政部司令官ヒトスチー準將情報部長ジョーンズ大佐等に連絡し、同夜半前に京都よりの救援列車發出、八軍司令官の救援指揮聲明等がなされ其後中央、地方からの情報も八軍に又八軍の動きを中央、地方に傳へて震災對策に付迅速に連絡協力した。

又八軍の措置に對しては鈴木局長より第八軍司令官及第八軍々政司令官に謝意を申入れた。

ニスタンダード石油會社住宅返還

一 連合國人財産返還の際返還すべき家屋の現在の居住者が外國人である場合には日本側に於て立退先を周旋すべしとする米軍側措置（四月二十二日附八軍施行命令第三三號）は神奈川縣の如く連合國人財産と居留外國人の數が特に多數で反對に戦災や接收の爲に餘裕住宅の極く少い土地に於ては事實上實行の困難な問題であつて同縣當局に於ても従

來苦慮して居た。

一 右に關し神奈川縣政部は先に縣當局に對し大船、藤澤其他各地に在る舊軍施設にしてかゝる目的に利用し得べき家屋が相當數存在する旨を指摘して來たことがあつたが、實際上は何れも日本人が居住してゐるので當縣事務局から當地財務局支所に連絡し明渡し方を促進中であつた。

一 六月一日神奈川縣政部は縣廳係官に對し口頭を以て、市内山手町にあるスタンダード石油會社の返還に關し同社宅には現に五名の外國人が居住してゐるので米軍側に於て六月三十日まで立退方を命じたが、至急其立退先を斡旋する様指示したが其後縣側の措置が進捗せぬので六月十八日附當縣事務局經由神奈川縣宛電書を以て改めて右の趣旨を指令すると共に縣側措置の緩慢振りを厳詰し期日までに之を履行せぬ場合は責任者を派兵裁判に依り處罰すべき旨を嚴達し翌二月二十三日司令官ポーター大佐は特に鈴木局長を招いて縣に縣當局の法者を喚起せざるを以ての旨を申入れ別に主任將校も當縣事務局係官に對し責任者の處罰と云ふ如きを公文書として申送ることとは出來る限り差控へることになつて居るが連合國人財産返還に付ての縣側協力は従來幾多の事柄に於ても不十分であるので上司に於ても特にかゝる措置をとることになつた旨を説明した。

0089

RA'-0115

0216

然るに六月二十三日大藏省係官、三井信託（管理者）社長同道來訪し、本件家屋の現居住者は何れも日本管見との契約又は瞭解を取付くこととなく之を不法占據して居るものなること、仍て管理人たる三井信託に於て内二名は佛國人なる爲當地憲兵裁判所へ、他の三名は無國籍なる爲横濱檢察廳へ夫々告發濟なる事情を述べ、日本政府が斯る不法占據者に對してまで立退先を屬すべき限りでないことを申入方要望がみづか。

然し乍ら右と行違ひに縣係官は軍政部を訪れ同日漸く財政局支所との間にある舊軍施設附屬住宅明渡しの準備の出来やこと口頭報告した事情もあつたので、旁々軍政部とも談合の結果之等外國人は兎に角右住宅に收容し、他方不法占據の問題に付ては日米双方管見に於て整理を促進することと打合せた上此旨正式に書面を以て報告し一應措置を了した。

三 群馬縣コービー事件 一  
 所謂群馬縣のコービー事件は其後中央檢察官局が起訴方を決定した爲北條知事以下責任者四名が辭職するに至つたが、關東軍政部では此事

務局派遺調査員を以て本件に關する檢察官局の報告を徴したので當該務局は之に對する群馬縣側の主張をも報告するを適當と認め同縣に連絡の上先に當該務局經由第八軍に提出した縣側の願末書寫を取寄せこれを同軍政部に提出方取計つた。

尙司令官は本事件に付ては多大の關心を有し今後の進展に付ては其部度詳細報告を希望することであつたので直に同縣に對し此旨連絡した。

四 地方自治啓蒙演會開催

總司令部民政局長及び第八軍軍政部共同主催に係る全國巡回演會は六月二十三、四日の兩日福井市で開催された。これにより本件演會は既に全國三十四府縣をカバーしてあるが次回は七月八、九の兩日神奈川縣で行はれる筈。

五 立川出張所閉鎖

當該務局立川出張所は六月二十一日廢止せられた故本所長は同日左の通り所管事務の引継を了した。

連合軍管轄等送者關係事務 東京都渉外部管理課立川分室  
 同 給與支拂、厚生及配給事務立川労働安定所  
 連合軍管轄維持管理、渉外及調査 特別勤達立川出張所



0091-1

六 戦犯裁判進捗状況

(1) 六月中五件十名の戦犯裁判が終了したが右の中元比島第十四軍師戦  
 輸送指揮官河根良賢少将及同兵站基地隊長平野軍太郎大佐の兩名は  
 所謂「バタアン死の行進」を強行した罪に依り六月二十九日何れも  
 絞首刑の判決を受けた。

(2) 五月中戦犯裁判の邦人辯護士及證人に支拂ひたる金額左の通り

辯護士	七十八名	八七八、〇〇〇圓
證人	三百六十四名	六九〇、九四七、四〇〇圓
計		一、五六八、九四七、四〇〇圓

七 黒人兵の軍法裁判關係證人の旅費支辨  
 客年十月神奈川縣下厚木に於て黒人兵が日本人敵名を殺傷した事件が  
 あり其後横濱で軍法會議裁判に附せられ先般死刑の判決言渡しがあつ  
 たが之に關聯し日本人證人三十名が召喚されたが之等に支給すべき  
 旅費日當を日本側に於て支辨せられたい旨第八軍軍政部長レン  
 チャード氏より要望があつた。仍て便宜上當地戦犯裁判證人に準ずる  
 取扱を行ふこととし右證人三十四名分の旅費及日當合計壹萬七千九百

七 拾紙圓也を戦犯裁判關係費用より支辨する様手配した。

八 第八軍參謀長歸國  
 第八軍參謀長レストアイ少将は本年一月小倉第二十四師團長から當地に  
 轉補されたが今度サンフランシスコの Commander of Port of embarkation  
 に内定し八月四日の便船で歸國する事となつた。鈴木局長は同少将夫  
 妻の爲六月十九日特別晩會を催した。

尙同少将の後任には最近仙台第九軍團の參謀長から Commander of Yokohama  
 Command に轉補されたホルシー少将が障されてゐる。

九 第八軍副連部長更迭  
 前には第八軍軍政副司令官で四月から副連部長となつたマツケル  
 ドニ大佐は六月二十三日出發歸國離任した。其後任は未定で差替り  
 次席のムーア中佐が部長代理を勤める事と成つた。

十 石川縣知事第八軍司令官會談  
 六月二十六日柴田石川縣知事鈴木局長と共に第八軍司令官を往訪し縣  
 政情勢に付き報告したが其の際二十四、二十五日の日東京で開かれ  
 た知事會議で審議された地方財政問題(二百七十億の地方債消化は困  
 難で確實財源を必要とする所以)地方出先機關整理問題に付き又六月

RA'-0115

0218

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

半金澤市で開かれた東海北陸知事會議の議決された由の地方非常事態の際には知事に警察指揮権を與へてくれといふ點に付説明した。又最近金澤市で起つた共産分子の不法工場侵入事件の裁判の際共産分子のテモに對し米國兵力が同市の裁判所内に配置された問題を付き説明した。

第二 經濟

一、東京地方賠償協議會の管轄區域變更  
新潟縣及靜岡縣に關する米軍側の管轄變更に伴ひ、連絡調整事務局の管轄も前者は當事務局より東北事務局へ、後者は東海北陸事務局より當事務局へ移管されることとなつた。  
依つて地方賠償協議會の管轄も右に則して變更することとなり、六月下旬一部委員、幹事の解任及び委嘱を行つた。

8

尙ほ新潟鐵道局は長野縣をも管轄するので從來のままとし、又靜岡縣に關しては、名古屋地方經濟安定局、名古屋財務局、名古屋商工局、名古屋鐵道局、東海海運局が之を所管してゐるので、右係官を委員、幹事に委嘱したが之等は同時に從來通り東海北陸地方賠償協議會にも關與するわけである。  
又靜岡縣及新潟縣の賠償協議會の委員、幹事に當事務局長及係官を夫々委嘱し或は解任する件に關してもその必要を手續をとるやう取懸に連絡した。

二、賠償撤去作業契約の特別調達書への移管  
本件に關し、さきに第八軍司令部より右契約の特調への移管方指令あり、其の後更に右移管の總合の各關係官間の責任の分界につき總司令部より一九四八年五月十四日附屬スキヤピン一八九四號を以て日本政府に對し具體的を指令が發せられた。然し當時右は第八軍司令部の指示により現在撤去進行中の十七軍工廠の分には適用しないこととなつてゐたが今回六月二十一日附屬を以て第八軍司令部より今後撤去作業契約を前記總司令部の管轄の通り直ちに特別に移管すべき旨の日本政府宛指令を當事務局が差出したので、右を直ちに中央の係官に移

0092

RA'-0115

0219

0093

勝した。左は右に關し其の後賠償より國內官廳に對する正式指示が  
あつたので本件契約特調への移管實施方管内各關係官廳へ通報して置  
いた。

三 積込作業中の事故による賠償機械の破損

六月六日横須賀田浦港に於て英國向賠償機械積取船イースタン・サガ  
號の積込作業中EED貨物一個を岸より甲板上に移さんとした際誤つ  
て岸上に頓落破損せしめたので現地關係者は直ちに神奈川軍政部係官  
に連絡すると共に關東海運局横須賀港灣管理事務所長より當事務局へ  
軍政部へ提出すべき作業擔當會社の願末報告書を送付して來たので  
直ちに神奈川軍政部に提出して置いたが右破損機械は日本政府に於て  
賠償施設外より補充せねばならぬ模様である。

四 横濱輸入食糧輸送増強對策

横濱港に輸入される食糧その他の重要物資の輸送増強を計るため、予  
ねて當事務局ほか當地關係機關及業者を以て横濱輸入食糧輸送増強對  
策本部を組織し、各機關の間の連絡を密にし、輸送實施上の障害を除  
き、輸送の促進を計つてゐたが、今年も夏期に入ると共に輸入食糧及  
原料の増加が見込まれるので、昨年の約五〇%増と想定し之の圓滑な

10

五 地區農地委員の不正行爲に關する調査報告

輸送を確保するため六月三十日對策本部臨時委員會を開催し、關係各  
官廳より増強對策を説明すると共に業者側の全面的な協力を要請した  
本件神奈川軍政部からの指令に關し、執務報告第十六號(神奈川縣廳  
にて調査した結果六月十五日までに判明した事例につき報告した。右  
に依れば調査件数は四十六件でありその内譯は次の通りであつた。

- 不正賣買 十二件
- 買収もれ 二十四件(約十五町歩)
- 越權による土地不當取上げ及非農家壓迫 九件

その他 一件

六 日本貿易博覽會開催準備

來春海濱で開催を豫定されてゐる日本貿易博覽會は神奈川縣及び横濱  
市が中心となり貿易其他關係官廳の贊助を得て全國的の規模に於て  
行はれる筈である。右博覽會役員には當事務局から局長が顧問に次長  
が運営委員の一人に任命され米軍の諒解並に援助取付けに側面的に協  
力してゐる。運営委員會は二十八日第一回會合を開き博覽會開催の準  
備に本格的に着手した。

RA'-0115

0220

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0094

七第八軍軍政部長經濟課への職員臨時派遣  
漁具用資材の割當並びに漁具の出荷配給に關する諸報告（前號報告）  
につき更に軍政部長より當分の間事務局長係員の軍政部長臨時派遣方の希望  
がみつた。よつて事務局長は本件調査が軌道に乗るまでの當分の間中野  
囑託を派遣して本土を除く午後軍政部長經濟課に勤務せしめることとし  
た。

第三 設 營

11 下設營に關する事務の現状  
特別調査機關設置以來設營に關する通例の事務は同様に於て處理せられ  
てゐるが當事務局長が米第八軍に對する日本政府の正式連絡機關として  
存在する以上設營に關する事務であるつても其性質により直接日本政  
府を相手方として解決を適當とする問題とか中央の正式連絡機關の連

12

絡調整を必要とする問題とか或は又右機關としての調査又は情報の提  
供を必要とする等の問題は依然米第八軍當局より當事務局長に提示せら  
れて居る。他方米軍の指令又は措置の發表變更等に關し其意圖、方針  
又は解釋に關する日本側關係官、業者よりの照會も頻繁であつて右  
に關連する事務は相當繁忙である現状である。  
尙前記各課の事務の外第八軍司令部發特別設營に關する公文中（イ  
）設營に關する一般命令（ロ）特別の設營する業務に關する一切の指  
令、指示、要求、通告等は依然當事務局長に對し送達せられ之に對する  
回答乃至は報告も亦當然當事務局長を通じて米軍側に提示せられること  
になつて居る。當事務局長に於ては之等公文の移轉に關し事務處理の迅  
速を主眼として周營の注意を拂ひ「クリエー」便により特設本局又は  
中央連調に送達して居る。公文の内容により急を要するものは當營官  
が即刻東京に出張して連絡に當つて居る現状である。  
尙設營に關する米軍來信は國內全般に互るものであるが内容により  
中央に送達すると同時に關係地方連調又は特別支隊其他の係方面に寫  
を送付し之と反對に地方を主として移轉し其の任務を中央に送付し  
て居る。

RA'-0115

0221

六月中當該事務に於て受應運した証書は公文の内容、番號、移歴先は左の如である。

日附	件名	番號	移歴
五二八	不備發覺要求書より維持管理項削除方に関する第八軍司令部電書（AG六〇一FDIX十二三）訂正方の件	AG六〇二P DIO十二三	特調及各連調
同	「ブレエンブション」請求に関する件	AG三三三P DIO一七三	特調及大阪連調
五二九	關西方面十會社に對する電氣廚房器製作命令取消に関する件	AG四一四一 DIE二	特調及大阪京連調
同	本年七月一日以降JPNZ自第一號至第三三〇〇號に依る調達命令中止に関する件	AG四九 DIO一	特調
六一	進駐軍用電氣冷蔵庫予備部分品の運送荷造等に関する指令書送付方の件	AG七九 DIE	同
六二	冷蔵庫製作に関する調達要求書の失效取消に関する件	AG八四 DIE二	同

六九	長崎縣軍政部野尻分遣隊第八九號家庭改修工書の「ブレエンブション」請求方の件	AG七〇 DIE二	特調及長門縣調
六九	「ボイラー」製造業者（JPNZ一八〇六二七九、一七二二、五一六七）に對する前渡金支拂に関する件	AG四二 DIE	特調
六一四	LD第六二號訂正に関する件	AG七五 DIE	同
六一七	家族住宅用諸器具予備部分品の供給状況不良に関する件	AG七六 DIE	同
六一八	温水器（電熱並に蒸氣兼用）の予備部分品「カタログ」配布方の件	AG七六 DIE	同
六一九	過剰放熱器の處分方の件	AG七六 DIE	同
六二一	朝鮮向石油廚房器の改良申請に関する件	AG七六 DIE	特調及南工省特查調
六二二	調達履行遅滞状況報告（五月）送付方の件	AG七六 DIE	特調

0095

RA'-0115

0222

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan

0096

六二四	不正入札手續に關する件	AGPDE 三二二	特調
六二五	赤色煉瓦の調達中止方の件	HNGOLD 二四〇	同
六二五	SOAP 第一八七号勅書に關する説明書 送付方の件	AGPDE 二二二六五	特調及中央連調
六二八	PD 處理並に MGP 一ノ一ノ一 第六六號提出 遲滞に關する件	AGPDE 二四〇二二	特調
同	PD 處理遲滞に關する件	AGPDE 二四〇二二	特調積債支局

15  
二 調達受領書及び MGP 第六九號提出の件  
茨城縣涉外課係官二十七日當署を來訪、正規の調達受領書及  
Payment Data MGP 第六九號は支拂確定次第當該委任支出官より至急  
第八軍備に提出するを要し第八軍司令部本年四月二十四日附 AG 四  
〇二二 (PD 〇二二) 號指令によれば右書類は特調を經じ提

16  
出することとなつてゐるが特調に於て右指令の趣旨不徹底の爲めか之  
が取扱を拒否し處理に困難を來し居れる旨の申出があつた。仍て當局  
より第八軍調達部係將校に照會の結果特調を經由せず連調を請じ直接  
同部に提出しても差支なきこととなつたから本件書類は便宜當署係局  
より直接提出して置いた。

三 特調出張所設置に關する件  
特調本隊及地方支局業務開始後に於ても適合草施設の維持管理の現業  
は各都道府縣廳に委任されて居つたが米第八軍司令部に於ては特調出  
張所設置の形式により之等の業務を特調に吸収することとし豫てより  
計畫を進めて居つたが六月二十五日附 AG 四二〇九一 (JAPAN) SUBJECT: Con-  
solidation of Japanese Government Agencies charged with Supervision of Main-  
tenance and Minor Construction for Occupational Forces を以て六月三十日迄  
に日本政府に於て新機軸設置に關し何等かの措置を執る發給を越した  
本信寫は参考として各地方連調に送付して置いたから本信寫は御座する

RA'-0115

0223

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

外名  
次官

昭和二十三年七月

Y L C O 執務報告第十九號 (七月上旬半期)

横濱郵船調整事務所

0098

第八軍司令官正式往訪等

(1) 六月十六日 藤岡縣知事 小坂武治氏 鈴木局長と共に生駒往訪報告を兼  
 訪挨拶した。

(2) 同日 新谷及磯田北海運運轉局長 鈴木局長と共に生駒往訪挨拶した。

0097

RA'-0115

0224

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0099-1

目次  
第一 政務

- 一 第八軍司令官離任歸國
- 二 北陸地方震災に關し表謝の爲吉田總理第八軍司令官訪問
- 三 右岩倉を問題に關し商工大臣第八軍司令官會談
- 四 神奈川軍政部へ海軍官派遣方希望申出
- 五 津波用舟艇配屬要求
- 六 下田漁船船祭に日米國旗掲揚許可
- 七 小田原に於ける國旗掲揚事件
- 八 日米民政局地方部の第八軍への編入
- 九 地方出先機關整理問題
- 一〇 濱濱港外に於ける日英船艇の衝突事件
- 一一 職犯裁判進捗状況

第二 經濟

- 一 津波被害に被損した賠償機材の補充に關する第八軍司令官の日本政府に對する指令
- 二 津波に關し賠償指定豊前飛行機豐岡工場の操行再照許可申請
- 三 賠償機材機材に關する調査
- 四 賠償工場に關する再轉換許可
- 五 賠償工場に關する申請
- 六 重要物資在庫活用進捗状況

第三 設置

- 一 製造公報發刊
- 二 製造公報係公文の内容、番號、移購先
- 三 製造公報係公文の整理

第四 雜報

- 一 津波被害に關する第八軍司令官以下海軍に對する指示
- 二 北陸震災決意の要旨

RA'-0115

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



手紙  
米國獨立祭に際しての祝電  
五佛堂々祭日に際しての祝電  
六福井縣訓導及知事慶賀表謝の爲第八重司令官訪問

0100

RA'-0115

0226

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、第八軍司令官離任歸國

七月九日アイケルパーゴ司令官の離任歸國が第八軍から發せられたが、離任歸國の事情に付ては別途報告す。進駐以來三年間日本に對する多大の好意と理解とを以て占領軍の指揮と地方軍政の示統とに當つて來て同司令官に對しては日本軍官兵各方面は勿論在日連合國及中立國官憲等よりも深く愛され同司令官來訪者きび多き書簡も數擧して當真當局も其方面で繁忙を加へた。

同司令官は八月四日横濱發の運送船 Bukner 號でマニラ經由歸國八月二十日東京港着、歸國の上は暫らく陸軍省參謀本部附と成り追て退役するものと云はれてゐる。

二、北陸地方震災に關し表謝の爲首田總理八軍司令官訪問

七月七日首田總理大臣鈴木局長同道連八軍司令官を往訪し津井、石川兩縣震災に關しその第八軍の迅速有能なる救援振及司令官の温情溢るるメツセージ等に對し政府の名に於て深遠なる謝意を表する旨の書翰

を讀み上げ手交されかに對し司令官は被災直前復興した許りの福井市を見て居るので一層感傷深く日本側の救恤費も仲々目ざましい様だが何か米軍側で出来る事あらば云はれかしと親切なる態度を示し、又即座に右書翰の寫を其の指揮下將兵に傳達を命じた。

三、石炭増産問題に關し商工大臣八軍司令官會談

七月七日水谷商工大臣、丸尾參外部長と共に第八軍司令官を往訪す。鈴木局長同道紹介す。

大臣より六月九日の陸田炭坑内の震災の縣司令官より表せられた同情に對し又第八軍が石炭を供給付從來與へられなれど後助指撥に對し謝意を奏し年産三千六百萬屯の産量目標は是非達成し度く、然し之が爲多大の人命を犠牲にするが如き甚難な事なれば今後該坑内の安全に付充分の措置を講じたい。石炭産出は五の四月減産した事六月は九十九萬三千万噸產出は産量の異進である。大臣は二週間に於て北陸運河の修繕

0101

RA'-0115

0227

0102

石炭状況を観察する予定である旨を述べた。  
司令官は最近八軍の軍政部長も石炭増産に付新しき責任を担ひ且り、自ら  
興へられたので石炭、運輸等のエキスパートも得て新しい責任を充分  
に遂行し、八軍が食糧供出、納税問題等に成巧しければ、納税問題  
に付ても樂觀してゐる旨を述べた。

尙會議の途中司令官は參謀長レスタール少將及丁度來會中の北總道總督  
一國、副官、少將 (Major General Wilhelm C. Meiss) をも招致して大  
臣に紹介し會談に参加せられた。

七月十三日滿洲軍政部長司令官ボイター大佐は河崎次長を招致し會談  
事務局から数名の參謀官を同軍政部長へ派遣せしめられ、事務局と  
して同軍政部長に隣接する築中の一營參謀部提督事務所のこと  
であつた。仍て次長から同軍政部長と軍事事務局は從來充分緊密な連絡  
を保つて居る事情、故に連絡職員は派遣は差當り時に希望  
のある二、三のチームに對してのみ實施される旨を説明し、  
ボイター大佐は同軍政部長として過去の経験に對し、連絡との關係を一層緊

にしたいから是非共實現する誠努力せられたいとの希望であつた。然  
し其後鈴木局長も同大佐に會ひ、會談の結果右建物の一部が提供さ  
れる場合は局長の申請、三倉を半日宛でも右建物内で執筆させ一層緊  
密な連絡する事を考慮中である。

英海軍用舟艇配製要求  
第八軍に於ては海軍、陸軍及移民に對する實用な舟艇を日本側で委託し  
米軍監督の下に製作方をして其用途に當らしむる方針を樹てつ、あるが  
右の如し第八軍司令部は六月三十日附海軍用舟艇製作費を當軍事務局に送付  
し、現に海軍海軍に於て米軍に依り行はれる舟艇製作費は日本側  
等に於て提供し且其費用も負擔すべきものであるから、海軍海軍地に於  
て海軍海軍二重又は三重を配製日進すべく詳細に對しては、津奈川軍政  
部長と對談すること、他の諸部に付ても毎日同要を生ずることある  
が、津奈川軍政部長と詳細に對した上之を中央に對して解釋すると同時に  
大體海軍海軍部に對し米軍海軍海軍部の大から海軍海軍ものを動色した  
が、海軍海軍分するなる海軍海軍なく海軍海軍であつたが、海軍海軍第一旅團が

RA'-0115

0228

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0103

ら神奈川縣當局に對し引取方を申越した小艇四隻中の二隻は略々先方  
希望に合致するので大藏當局に手續の上之を検査船として「イヤーマ  
イクル」した。  
然るに右舟艇を何れの官廳の責任に於て應ずるか問題となり米軍  
側督促急なるに拘らず當地の厚生省出先機關が容易に其態度を明かに  
せぬ爲米軍では又々問題が當該當局へ傳達して來たので七月十四日中  
央連調に於て當該當局も加はり大藏、海軍、厚生及海上保安關係會  
議の結果結局其遺留の海上保安隊が當るが遺留専用船とせず一陸海  
上保安隊船にも使用すると云ふことに落付いた。

六下田縣船祭に日米關係を維持す可

靜岡縣下田港に於ては客年の例に倣ひ八月十四日船祭を舉行するこ  
ととなり當日會場二個所を米國代表二流を、又會場及町内各戸に日本  
國旗を掲揚したいとのことで靜岡縣知事から許可申請方申出があつた  
のを中央を経て總司令部へ由入れを處總司令部は七月七日附覺書で以  
て當日日本國旗を掲揚することは許可するが米國旗の掲揚は許可し得  
ぬ旨を回答し別に電話を以て兩國旗を同時に掲げることには占領下の日

本に於ては妥當でない趣を通知した。右は直に靜岡縣當局へ回報した  
が本件日本國旗の許可は憲法記念日のそれと共に總司令部が「去る三  
月の覺書に依り一年を越し掲揚を許された十二の祝祭日は別として一  
國旗掲揚を特許しな例外的な取扱ひである。

小田原に於ける國旗掲揚事件

去る五月小田原市のある漁業組合が組合設立記念日に於り日章旗と  
國旗を交又し掲揚する事案が爲最近海軍憲兵裁判所に於て審  
判を交し其責任者が重懲執行刑に判決を受けた事件があつた。  
然るに法務省は本事件は昭和十一年勅令第三一一號の依り日本領に  
於て懸分すべきものではないとの見解から總司令部法務課に照會を發し  
同部は於て「懸分」方針を約した趣である。  
仍て當該法務課は急回裁判の判決をなすトライト申佐に懸分して事  
情を確めた本事件の裁判權が日本領に在るか點が懸念せられた  
物件が所謂「懸分」であつた點に對し懸分を許すも懸念があつたので懸  
分は「ヨハマ、コマンド」法務部に懸分し其懸念を得て米國領に於て懸  
分した次第であるとの見解があつた。

RA'-0115

0229

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0104

右の命令第三一號第二條に於て占領目的に有害なる行爲に付て日本側が公訴方を規定すると共に「斯る公訴は特定の事件に付て其裁判管轄が適合國軍裁判所に移された場合には日本側公訴は之を取消すことが出来る」とあるに該管する事件であるから日本側公訴は當然排除せらるる譯である。

八 〇 〇 〇 民政局長地方部の第八軍への編入

七月一日から〇 〇 〇 〇 民政局長地方部 (Local Government Division) 一付第八軍軍政部に編入せらるる事となりテイルトン課長以下係官全部が法務部に合流執務してゐる。

九 地方出先整理問題

七月一日第八軍軍政部地方課長テイルトン以下係官は次長並に神奈川縣知事を招致し本件其後の成行に付き説明を求めた。先方は國議決定による最小限度の整理案すら現在中央の官僚によりポイコントせられつつあるは遺憾である。

第八軍としては既に本件が日本政府の決定に委ねられた以上容喙し得ないが國會方面の要望喚起に側面的に努力すべく必要ならば地方軍

を導し地方與論喚起に努むべしとの強き意見の關懷あり。

神奈川縣知事に對しては同知事が從來知事會議其他に於て本問題の幹事役だつた關係上今後とも國會方面の與論喚起に努力すべき事を要望した。

〇 横濱港外に於ける日英船線の衝突事件

六月十日灣岸市子安渡増田某所有の漁船稻荷丸一六屯乗組員四名一志出漁のため漁場に向ふ途中、本牧沖合の航路附近に於て英初バタフィールド・アンド・スワイアー會社船シヤンツエ船に衝突され、漁船は船體中央部を大破沈没に傾し使用不能に至つた事件が發生した。

乗組員は全員事をなきをえたが生計の資を奪はれた。船體は朝狀を警務局に訴へて來たので六月二十八日彼等より船體を復して同汽船會社支配人に提出すると共に會社側に於てシヤンツエ船船長の報告書と附

合せの上何分の配償をえたい旨希望してゐる。船體の損壞、令社として避えて七月二日同社支配人と警務局長との會談の結果、令社として賠償金としてある損害額十二萬圓を賠償せよと云ふ旨の報告書と個人として見舞金として一萬圓を支拂ふ事案を呈すことが判明し、漁

RA'-0115

0230

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

船船身も現状としては好意を右申出を承認したので七月六日(一)本員  
舞金支拂を以て本件は一切解決したものとすること(二)本員舞金支拂を  
以て先例となすべきでないこと。の條件を附して正式封印を了し見舞  
金を受領した。

二、戦犯裁判進捗状況

七月上旬半月中四件二十名の戦犯裁判が終了したが右の中東軍陸軍刑務  
所に於て昭和二十年五月東京大空襲の隣同刑務所に監禁中の米軍俘虜  
六十五名の中四十八名を斃死せしめ残存を企てた十七名を斬殺した罪  
を問はれ同所長田代敏雄大尉が看守四名は何れも絞首刑の判決を言ひ  
渡された。又ニユーギニア、カイリニュー島に於て米軍俘虜一名を絞殺  
且つ斬首せる罪を問はれた被告五名中大隈隆海軍少佐以下三名も絞首  
刑の判決を受けた。

第二 經濟

一、輸込作業中に破損した賠償機械の補充に關する第八軍司令部の日本政  
府に對する指令

英領曾田捕鯨に於ける英國向賠償機械の輸込作業中の破損については  
前報報告の通りであるが、今回第八軍司令部より右破損のレントゲン  
用機。チユーブ一個を日本政府に於て賠償物件外より其の代品を補  
充する様當事務局長を經じ日本政府に對し正式に指令して來たので直ち  
に賠償機へ移換して置いた。尙右指令によれば日本側に於て代品が決  
定した時は第八軍司令部の檢閲を受け其の承認を得た後、當初のアロケ  
ーション。ノーチスに基き樹包を行ひ同司令部の指定する港より積出  
すこととなつて居る。

一、埼玉軍下賠償指定要員執行機を同工場の操業許可申請  
埼玉軍下賠償指定要員執行機を同工場の操業許可申請  
機の種類管理不良の理由で埼玉軍を該工場操業停止の指令を受けたが  
其の理由の補正、機を修理等、機を修理等、機を修理等の改善を

0105-1

0106

行ひ更に工場責任者を變更する等略々準備も完了したので同社では七月九日埼玉縣賠償課を請じ埼玉軍政部に對し換業再開許可の申請を提出した。右に對し軍事事務局に於ては右申請書寫を第八軍重政部に提出し本件につき地方軍政部より同軍政部に上申の際は宜敷く配慮方を依頼した。

三 賠償疎開機械に関する調査

賠償指定軍工廠、研究所、航空機及び民間兵器工場からその賠償管理指定以前に他の非賠償工場に疎開した機械は第八軍司令部の指令に基き各地方軍政部により賠償管理を解除されることとなつて居り管内に於ても從來既に右解除の正式通報を受けたものも少なくないが、今回右に關し、管内の全般的状況を調査するため、管内各都縣短事宛左記項目につき査報方を依頼した。

- (一) 所在場所(會社或は工場名、其の賠償指定の有無、機械の現状及使用状況を附記の事)
- (二) 機械名
- (三) 機械番号
- (四) 賠償管理解除の有無
- (五) 解除指令の年月日

四 賠償工場の轉換、再轉換許可

當局管下左記工場の轉換、再轉換申請に對し總司令部より許可内報があつた旨賠償課より通報に接したので右を直ちに關係各縣知事に對し該管工場へ通報方を依頼すると共に現地軍政部より正式通報あり次第軍事事務局へ報告方を依頼した。

千葉縣 中西金屬船橋工場 (一〇四一六)

日本建鐵船橋工場 (一〇四一五)

日本火工發達工場 (一〇四一三)

長野縣 小諸産業本社工場 (二六一二〇)

任野工業長野工場 (二六一三〇)

埼玉縣 小菅産業本社工場 (二四一一一)

以上

五 賠償工場に關し神奈川軍政部宛提出の申請

イ 旭産機株式會社より舊横濱管海軍工廠川崎分工場内賠償機械の一時的に使用確認申請及び同工場内輸入機械の五五確認申請

RA'-0115

0232

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

13

一 調達公報発行

特調の檢閲刊行物として週刊「調達公報」の發行方に關し本年六月二十九日附公文を以て特調より第八軍司令部に由入れをしたのに對し司令部より七月九日附當事務局經由公文を以て發行の趣旨には同意するが發行前の檢閲に關しては連合軍總司令部から公式の指示を得る要がある旨の回答があつた。

二 七月前半期中當事務局に於て接受處理した設營關係公文の内容、番號移讓先は左の通りである。

三 設營

六 重要物資在庫活用進捗状況

重要物資在庫活用進捗状況に深甚な關心を寄せてある米第八軍軍政部長の調査を求められたので、直ちに各連調事務局長宛旨均濟件數及數量の調査報告方依頼して置いた。活用が各縣單位に孤立的に行はれてゐるか、或は行政地區的乃至全國的規模に於て行はれてゐるかを知るのが主要眼目の據である。

七 池貝鐵工所開口工場の中タリ盤一台の退付許可申請及び開口工場完成品の搬渡し許可申請。

八 横濱市長より海軍久里濱工作學校内久里濱小學校が現在使用中の賠償器具（電氣器具）の一時使用確認の申請。

九 又左記舊軍施設の返還申請を神奈川軍政部に提出した。

一〇 舊第二海軍火藥廠東官舎 九棟。

一一 舊海軍海軍部一課地帯 倉庫三棟。

一二 舊海軍海軍工廠川崎工場 五二棟 四三五、〇六九等。

14

一 調達公報発行

特調の檢閲刊行物として週刊「調達公報」の發行方に關し本年六月二十九日附公文を以て特調より第八軍司令部に由入れをしたのに對し司令部より七月九日附當事務局經由公文を以て發行の趣旨には同意するが發行前の檢閲に關しては連合軍總司令部から公式の指示を得る要がある旨の回答があつた。

二 七月前半期中當事務局に於て接受處理した設營關係公文の内容、番號移讓先は左の通りである。

三 設營

六、二五 小工事、維持管理に關する日本軍野戰醫務隊統合方の件

七、一 西を原野を新に關する仕置變更届知方の件

日附	件名	番號	連絡移讓先
六、二五	小工事、維持管理に關する日本軍野戰醫務隊統合方の件	AGLDME 〇九一	特調及各連調
七、一	西を原野を新に關する仕置變更届知方の件	AGPDE 二六六	同

0107

RA'-0115

0233



七、一	認可取付未済煉瓦の積出しに関する件	A G P D B 四 一六〇八(三)	特調及通調
七、二	建築及改修工事PDの修止に関する件	A G P D B 一 一〇〇一	特調 中央通調
七、八	第四八號要求品目(自六三二、至六四二)に對し 代用品採用許可方の件	D H E R L 一 一〇〇一	特調
七、九	L・D第五七號に對し指令違反の富士電氣製機器納入方の件	A G P D B 二 一〇〇二	同
同	(モーターシゴウト)新奉命令取消方の件	A G P D B 五 一〇〇五	特調及中國通調
七、九	調達公報發刊に關する件	J A G P A D M O 一〇〇一	特調
同	不満足なる土建請負業者排除に關する件	A G P D B S 一〇〇一	同
七、一二	PD修理及びMGP第六六號報告通達に關する件	A G P D B S 一〇〇一	同
七、一二	電氣冷庫庫予備部分品の調達要求に關する件	A G P D B 四 一〇〇四	同
七、一二	J P M 〇 指第一號至第二號〇號調達命令中止に關する件	A G P D B 二 一〇〇二	商工省、機械局長及特調

三 皇學學寮附屬學校接收解除  
 東京都品川區所在皇學學寮附屬學校は終戦直後から第八軍の通信部隊に  
 接收されてゐたが本年初所有者から右が教育施設である關係上特に返  
 還交渉方當事者局に出出がなつた。  
 所が右通信部隊の撤收と共に他の部隊で右建物の使用を希望するもの  
 も出て返還交渉は一時停頓の形であつたが本月初皇學附屬第八軍司令  
 部に陳情の結果十日正式に之が返還を決定した旨司令部から通知があ  
 つた。

0108

RA'-0115

0234

一 横濱コマンド副司令官以下勳儀に案内  
鈴木局長は宮内府の好意に依り七月一日横濱コマンド副司令官が  
グイン准将、第八軍G4シャントウ大佐以下第八軍司令部將校及家族計  
二十二名を岐阜の養育院案内し二日一行と共に歸朝した。

二 北陸地方震災映書の観覽  
米軍東軍司令部では過去の北陸震災のニュース映書を撮影編輯したが  
右映書の總覽方局長から軍政部に要請した處同軍政部民間情報部の好  
意により十五日米軍映書館オクタゴン劇場で特別當選事務局員の爲に非  
公式に試寫を開催してくれた。

三 北海道議會議長第八軍司令官に表敬  
七月八日北海道議會議長坂東秀太郎氏公用上京の機會に鈴木局長幹旋  
の下に第八軍司令官に表敬した。

四 米國獨立祭に際しての祝賀  
七月四日米國獨立祭に際しては鈴木局長より第八軍司令官に對して祝賀  
の書翰を出したが、同夜鈴木局長夫妻は米國總領事館のレセプションに

17

に招待され出席した。

五 佛國國祭日に際しての祝賀  
七月十四日の佛國國祭日には鈴木局長佛國總領事のレセプションに出  
席した。

六 福井縣副知事及知事震災援助表謝の爲第八軍司令官訪問  
七月十日北福井縣副知事外三名又七月十五日小幡同縣知事及福井舊藩  
主である現宮内府式部頭松平康昌氏は今夏の震災に際しての第八軍の  
救恤援助に對し表謝し、同時に今後の援助を懇請した。

18